



市街地にみられる時代の重層性
 中世創建の長禅寺、近代の身延線高架下の煉瓦積み、昭和4年築で蜚の名所としても賑わった「蛸橋」と、点在するあらゆる文化財が地域の奥深さを感じさせる。

1. 市域の様々な文化財

(1) 指定等文化財

市内には213件の指定等文化財があり、ここには国指定等52件（指定30件、登録22件）、県指定81件、市指定80件が含まれます（令和4年（2022）6月現在。以下の件数に関する記述も同じ）。

指定等文化財の特徴を図3-3、表3-1～5に示します。

国及び県による指定等文化財のうち、市内に所在する件数はいずれの種別でも県内全体の2割程度にとどまっています。市内には武田氏館跡、甲府城跡、善光寺、甲斐風土記の丘内の古墳群等、山梨県を代表する文化財を擁しているながら、国・県・市いずれについても指定等の件数としては高水準にあるとはいえません。

種別ごとの件数（表3-1～3）は、国、県、市いずれにおいても有形文化財（美術工芸品）がその多数を占めており、有形文化財（建造物）、民俗文化財、記念物は限られています。また、無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群保存地区、文化財の保存技術については、指定等がされたものではありません。これらの文化財の所在地分布をみると（図3-3）、動産文化財が多数を占めていることから、市街地に集中していることがわかります。

次に、指定等の状況を文化財種別ごとに概観します。

①有形文化財（建造物）

有形文化財（建造物）については、国重要文化財として、「善光寺本堂」など7件、国登録有

形文化財として「相原家住宅主屋」「山梨大学赤レンガ館」「平瀬浄水場旧濾過池整水井」など22件、県有形文化財として「立本寺本堂」など6件、市有形文化財として「佐久神社本殿」、「大泉寺総門」など10件があり、計45件（指定23件、登録22件）となります。

指定文化財は近世社寺建築がほとんどであり、それ以外のものは、近世以前については住宅・民家の2件（「高室家住宅」（国重文、図3-1）、「石川家住宅」（県有形））のみ、近代以降についても「旧陸沢学校校舎」「山梨県庁舎別館（旧本館）及び県議会議事堂」「富岡敬明家住宅」の3例の指定にとどまっています。

他方、国登録有形文化財では産業3次、生活関連、住宅に関するものが多いです。特に、市西部に位置する平瀬浄水場では、浄水場のシステム全体を俯瞰するように各施設の文化財登録がなされ、あわせて6件の登録となっていることは特徴的です。その他、旧富岡敬明家住宅、旧堀田古城園でも、それぞれ3件、6件の登録がされています。なお、前述の平瀬浄水場以外にも近代以降の文化財（「山梨大学水晶庫」、「旧上九一色郵便局」など）、御嶽昇仙峡とも結びつく文化財（細田家住宅主屋、御岳公会堂（旧金櫻神社参籠所）ほか）なども積極的に登録がなされており、リストに包含される文化財の領域を広げています。

②有形文化財（美術工芸品）

有形文化財（美術工芸品）は、国重要文化財として「絹本著色武田信虎像」（大泉寺蔵）など12件、県有形文化財として「木造源頼朝坐像」（善光寺蔵、図3-2）など58件、市有形文化財として「絹本墨画不動明王図」（一蓮寺蔵）など43件があり、計113件となります。

それらの年代は、先史・古代及び中世に偏りがあることが、表3-4からもわかります。このうち、先史・古代については、「山梨県一の沢遺跡出土品」（国重文）、「銚子塚古墳出土埴輪」（県有形）に代表される山梨県立考古博物館所蔵の考古遺物が多数を占めており、ここには市外出土品も含まれています。また、中世については、寺院等に所蔵されている武田氏に関連する絵画、彫刻、書籍・典籍等が多く含まれています。

③無形文化財

国・県・市ともに指定はありません。

④民俗文化財

有形民俗文化財は、県有形民俗文化財として「上積翠寺の岩船地藏」など3件、市有形民俗文化財として「国母稻積地藏立像」など5件があり、計8件となります。また、無形民俗文化



図3-1 高室家住宅主屋（国重文）



図3-2 木造源頼朝坐像（県有形、善光寺蔵）

表3-1 文化財指定状況（令和4年6月現在）

1 有形文化財

	国		県	市	合計	
	重要文化財	(うち、国宝)				
建造物	7	0	6	10	23	
美術工芸品	絵画	4	0	8	6	18
	彫刻	4	0	12	18	34
	工芸品	1	0	9	3	13
	書跡・典籍	0	0	8	11	19
	古文書	0	0	0	0	0
	考古資料	3	0	19	2	24
	歴史資料	0	0	2	3	5
計	12	0	58	43	113	
合計	19	0	64	53	136	

※重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2 無形文化財

	国				県				市				合計	
	各個認定		保持団体等認定		各個認定		保持団体等認定		各個認定		保持団体等認定			
	件数	人数	件数	団体数	件数	人数	件数	団体数	件数	人数	件数	団体数		
芸能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工芸技術	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 民俗文化財

	国	県	市	合計
有形民俗文化財	0	3	5	8
無形民俗文化財	1	1	3	5

4 記念物

	国		県	市	合計
		(うち、特別)			
遺跡	5	0	5	9	19
名勝地	1	1	1	0	2
動物・植物・地質鉱物	4	1	7	10	21
合計	10	2	13	19	42

※史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数を含む。

表3-2 文化財選定状況（令和4年6月現在）

1 文化的景観

国	県	合計
0	0	0

2 伝統的建造物群保存地区

国	県	合計
0	0	0

3 文化財の保存技術

選定 件数	国				県				市				合計	
	保持者		保存団体		保持者		保存団体		保持者		保存団体			
	件数	人数	件数	団体数	件数	人数	件数	団体数	件数	人数	件数	団体数		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表3-3 文化財登録状況（令和4年6月現在）

1 有形文化財

	国
建造物	22
美術工芸品	0
合計	22

2 無形文化財

国
0

3 民俗文化財

	国
有形民俗文化財	0

4 記念物

国
0

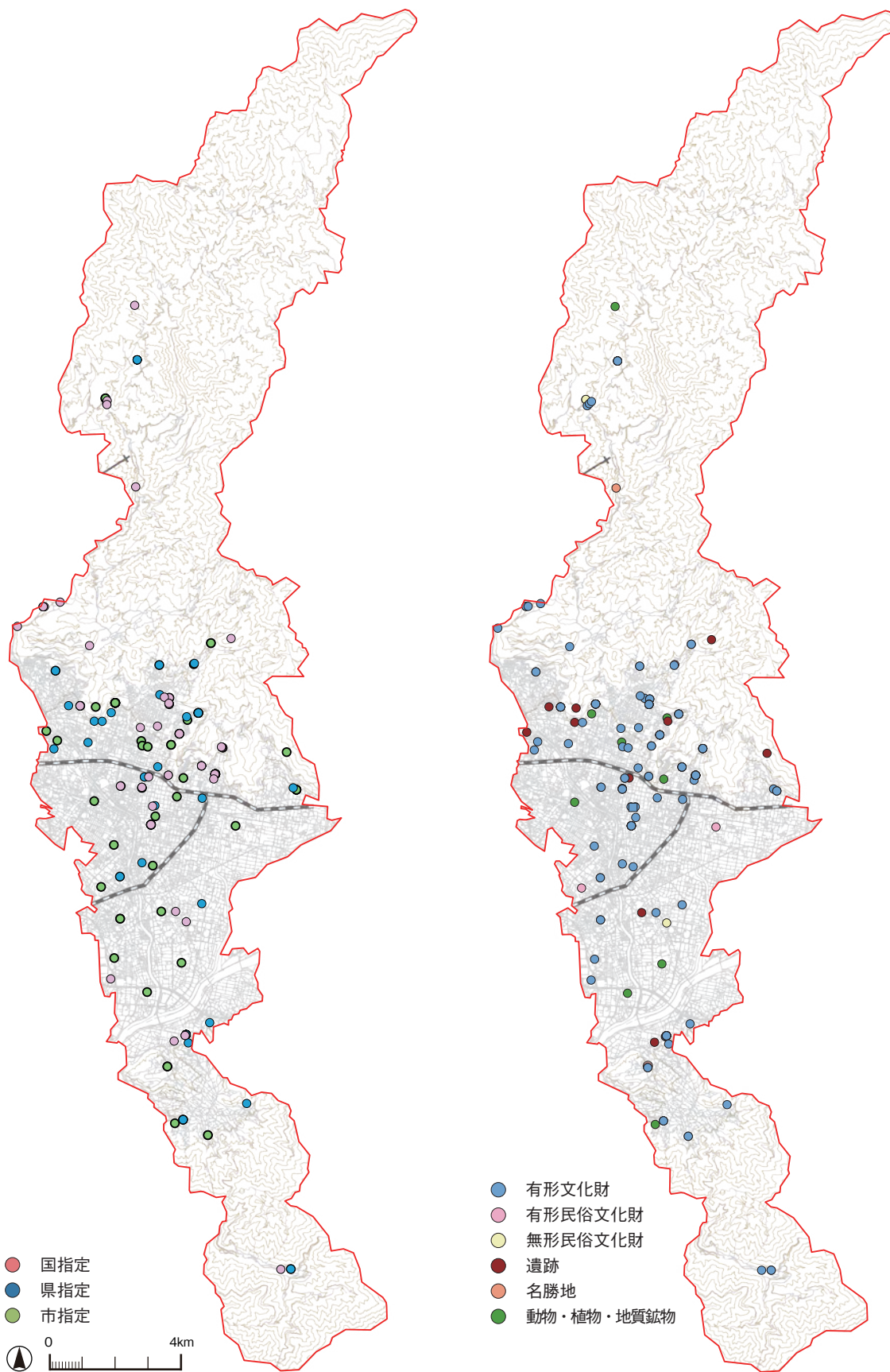


図3-3 指定等文化財の分布（令和4年6月現在／左：指定主体別 右：文化財類型別）

表3-4 指定等文化財の年代構成（令和4年6月現在）

国指定等

		有形文化財			無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群保存地区	合計
		建造物	美術工芸品等	指定制録		有形	無形	遺跡	名勝地	動物・植物・地質・地産物			
先史	旧石器	0	0	0		0		0	0	0			0
	縄文	0	0	3		0		0	0	0			3
	弥生	0	0	0		0		0	0	0			0
古代	古墳	0	0	0		0		2	0	0			2
	奈良	0	0	0		0		0	0	0			0
	平安	0	0	2		0		0	0	0			2
中世	鎌倉・南北朝	0	0	4		0		0	0	0		0	4
	室町	2	0	3		0		3	0	0		0	8
近世	江戸	4	0	0		0		0	0	0		0	4
近代	明治	1	7	0		0		0	0	0		0	8
	大正	0	7	0		0		0	0	0		0	7
	昭和（戦前）	0	8	0		0		0	0	0		0	8
	昭和（戦後）	0	0	0		0		0	0	0		0	0
特定の時代に属さない		0	0	0	0	0	1	0	1	4	0	0	6

県指定等

		有形文化財			無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群保存地区	合計
		建造物	美術工芸品等	指定制録		有形	無形	遺跡	名勝地	動物・植物・地質・地産物			
先史	旧石器	0	2			0		0	0	1			3
	縄文	0	3			0		0	0	0			3
	弥生	0	0			0		1	0	0			1
古代	古墳	0	4			0		3	0	0			7
	奈良	0	1			0		0	0	0			1
	平安	0	4			0		0	0	0			4
中世	鎌倉・南北朝	0	12			0		0	0	0		0	12
	室町	3	21			0		2	1	0		0	27
近世	江戸	1	10			2		0	0	0		0	13
近代	明治	2	1			0		0	0	0		0	3
	大正	0	0			0		0	0	0		0	0
	昭和（戦前）	1	0			0		0	0	0		0	1
	昭和（戦後）	0	0			0		0	0	0		0	0
特定の時代に属さない		0	0	0	0	1	1	0	0	6	0	0	8

市指定

		有形文化財			無形文化財	民俗文化財		記念物			合計	
		建造物	美術工芸品等	指定制録		有形	無形	遺跡	名勝地	動物・植物・地質・地産物		
												指定制録
先史	旧石器	0	0			0		0	0	0		0
	縄文	0	0			0		0	0	0		0
	弥生	0	0			0		0	0	0		0
古代	古墳	0	0			0		3	0	0		0
	奈良	0	0			0		0	0	0		0
	平安	0	5			0		0	0	0		5
中世	鎌倉・南北朝	0	9			0		1	0	0		10
	室町	0	24			1		5	0	0		30
近世	江戸	10	8			3		0	0	0		21
近代	明治	0	0			0		0	0	0		0
	大正	0	0			0		0	0	0		0
	昭和（戦前）	0	0			0		0	0	0		0
	昭和（戦後）	0	0			0		0	0	0		0
特定の時代に属さない		0	0	0	0	1	3	0	0	10		14

※複数の時代に属するものはそれぞれカウントしている。

表 3-5 指定等文化財の領域構成（令和4年6月現在）

		国	県	市		
有形文化財 (建造物)	近世以前/神社	1	0	3		
	近世以前/寺院	4	3	7		
	近世以前/城郭	0	0	0		
	近世以前/住宅	0	1	0		
	近世以前/民家	1	0	0		
	近世以前/その他	0	0	0		
	近代/宗教	0	0	0		
	近代/学校	1	0	0		
	近代/官公庁舎	0	1	0		
	近代/産業・交通・土木	0	0	0		
	近代/住居	0	0	0		
	近代/文化施設	0	0	0		
	近代/商業・業務	0	0	0		
近代/その他	0	0	0			
民俗文化財	衣食住に用いられるもの		0	0	1	
	生産・生業に用いられるもの		0	0	0	
	交通・運輸・通信に用いられるもの		0	0	0	
	交易に用いられるもの		0	0	0	
	社会生活に用いられるもの		0	0	0	
	信仰に用いられるもの		0	2	3	
	民俗知識に関して用いられるもの		0	0	0	
	民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの		0	1	0	
	人の一生に関して用いられるもの		0	0	0	
	年中行事に用いられるもの		0	0	0	
	その他				1	
	無形民俗文化財	風俗慣習	生産・生業	0	0	0
			人生・儀礼	0	0	0
娯楽・競技			0	0	0	
社会生活（民俗知識）			0	0	0	
年中行事			0	0	0	
祭礼（信仰）			0	0	0	
その他			0	0	1	
民俗芸能		神楽	0	0	1	
		田楽	0	0	0	
		風流	0	0	1	
		語り物・祝福芸	0	1	0	
		延年・おこない	0	0	0	
民俗技術		渡来芸・舞台芸	1	0	0	
		その他	0	0	0	
		生産・生業	0	0	0	
		衣食住	0	0	0	
		その他	0	0	1	

		国	県	市	
記念物 遺跡	貝づか・集落跡・古墳等	2	3	3	
	都城跡・国郡庁跡・城跡・官公庁・戦跡・その他政治に関する遺跡	3	0	1	
	社寺跡又は旧境内・その他祭祀信仰に関する遺跡	0	0	0	
	学校・研究施設・文化施設・その他教育・学術・文化に関する遺跡	0	0	0	
	医療施設・福祉施設・生活関連施設・その他社会・生活に関する遺跡	0	0	0	
	交通施設・通信施設・治山又は治水施設・生産施設・その他経済・生産活動に関する遺跡	0	0	0	
	墳墓・碑	0	2	5	
	旧宅・園池・その他特に由緒のある地域等	0	0	0	
	外国及び外国人に関する遺跡	0	0	0	
	名勝地	公園	0	0	0
		庭園	0	1	0
		橋梁・築堤	0	0	0
		花樹	0	0	0
		緑樹（松原）	0	0	0
岩石・洞穴		0	0	0	
峡谷・溪流		1(1)	0	0	
瀑布		0	0	0	
湖沼		0	0	0	
浮島		0	0	0	
湧泉		0	0	0	
砂嘴		0	0	0	
海浜		0	0	0	
島嶼		0	0	0	
火山・温泉		0	0	0	
山岳		0	0	0	
丘陵・高原・平原		0	0	0	
河川	0	0	0		
展望地点	0	0	0		
その他複合的なもの	0	0	0		
動物植物・地質鉱物	動物	3(1)	0	1	
	植物	0	4	9	
	地質鉱物	1	3	0	
	天然保護区域	0	0	0	

※括弧内は特別名勝、特別天然記念物

		国
登録有形文化財 (建造物)	産業1次	0
	産業2次	0
	産業3次	6
	交通	0
	官公庁舎	1
	学校	1
	生活関連	6
	文化福祉	1
	住宅	5
	宗教	1
	治山治水	0
	その他	1

財は、国重要無形民俗文化財として「天津司舞」（図3-4）1件、県有形民俗文化財として「黒平の能三番」1件、市無形民俗文化財として「甲府囃子」など3件があり、計5件となります。

⑤記念物（遺跡）

遺跡は、国史跡として「銚子塚古墳附丸山塚古墳」「武田氏館跡」「甲府城跡」（図3-5）など5件、県史跡として「加牟那塚」「武田晴信室三条氏墓」など5件、市史跡として「横根・桜井積石塚古墳群」「湯村山城跡」「河尻塚」など9件があり、計19件となります。

これらは、いずれも古墳時代（いずれも古墳）と中世（武田氏関連）のものが中心を占め、一部に近世（城下町関連）に関するものもあります。

また、領域別にみると、「貝づか・集落跡・古墳等」と「墳墓・碑」に該当するものが多く、次いで「都城跡・国郡庁跡・城跡・官公庁・戦跡・その他政治に関する遺跡」がみられます。

⑥記念物（名勝地）

名勝地は、国名勝として「御嶽昇仙峡」（特別名勝）（図3-6）1件、県名勝として「東光寺庭園」1件があり、計2件となります。

⑦記念物（動物・植物・地質鉱物）

動物・植物・地質鉱物は、国天然記念物として「カモシカ」（特別天然記念物）、「燕岩岩脈」など4件、県天然記念物として「塩沢寺の舞鶴マツ」「水晶峠のヒカリゴケ洞穴」「兄川から出土したナウマン像等の化石」など7件、市天然記念物として「金櫻神社のスギ群」「王子権現のシダレザクラ」など10件があり、計21件となります。

領域別に見ると、「植物」が多数を占めており、特に市指定では「カワセミ」を除くすべてのものが該当します。次いで、「動物」「地質鉱物」が同数となっています。ただし、国指定だけに着目すると、前述の「カモシカ」に加えて「甲斐犬」「ヤマネ」と動物の指定が3件あり、多くなっています。

⑧文化的景観

国・県ともに選定はありません。また、市では保護制度を定めていません。

⑨伝統的建造物群保存地区

国・県ともに選定はありません。また、市では保護制度を定めていません。

⑩文化財の保存技術

国・県・市ともに選定はありません。



図3-4 天津司舞（国重要無形民俗）



図3-5 甲府城跡（国史跡）

⑪埋蔵文化財

市内の周知の埋蔵文化財包蔵地数は436ヶ所あります。

時代別に見ると、旧石器4、縄文61、弥生41、古墳223、奈良37、平安107、中世85、近世41、近代0、不明9となっており、古墳時代、平安～中世に関する包蔵地が多くなっています。(同一包蔵地における重複あり)。

また、遺跡の種別で見ると、古墳57、散布地189、寺院跡3、集落跡3、城下町2、城館跡42、生産跡3、寺社跡1となっており、散布地に次いで古墳の件数が多いです。

(2) 日本遺産

「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～」

令和2年(2020)に甲府市・甲斐市に構成文化財が分布する「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～」が日本遺産に認定されました。認定されたストーリーは以下の概要のとおりです。また、図3-8は、申請書に記載されたストーリーの骨格(見出し)について体系的に整理したものになります。

昇仙峡一帯の山地は、水の塊と信じられていた水晶を産出する水源信仰の地であり、地域を流れる荒川上流を訪ねると、悠久の時をかけた浸食により形成された大小の滝や巨石、奇岩に驚かされます。水が作った芸術品ともいえるこの渓谷美は、江戸時代末期に行われた新道開削により奇跡的に出現したものですが、地域の人々の熱意により日本有数の景勝地として磨きあげられてきました。

そして、昇仙峡一帯で産出された豊富な水晶とその加工技術は、匠の技として日本一の宝飾・研磨産業の基盤となり、更には人工水晶製造技術へと繋がってスマートフォンなどの電子機器に使用されるなど、過去から現代に至る私たちの生活を支えているのです。

なお、日本遺産の構成文化財の位置及び一覧を図3-9、表3-6に示します。



図3-6 御岳昇仙峡(国特別名勝)



図3-7 塩沢寺地蔵堂(国重文)

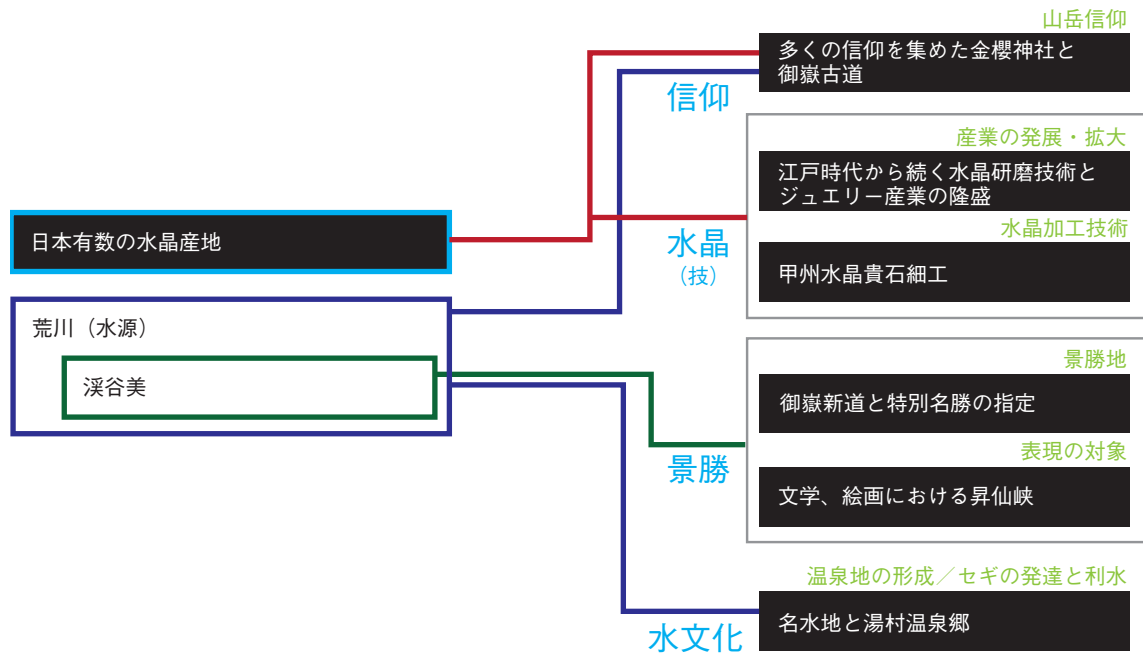


図3-8 日本遺産「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡」のストーリー構成

表3-6 日本遺産「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡」構成文化財の一覧（令和4年6月現在）

番号	構成文化財	ストーリーの中の位置づけ	文化財指定等	指定名称 (構成文化財名称と異なる場合)
①	御嶽昇仙峡	ストーリーの基盤	国特別名勝	
②	燕岩岩脈	日本有数の水晶産地	国天然記念物	
③	金峰山五丈岩	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	—	
④	能面	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	県有形	
⑤	住吉蒔絵手箱 家紋散蒔絵手箱	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	県有形	
⑥	筏散蒔絵鼓胴 武具散蒔絵鼓胴	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	県有形	
⑦	金櫻神社大々神楽付面と衣装	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	市無形民俗	
⑧	旧金櫻神社石鳥居	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	県有形	旧金櫻神社石鳥居
⑨	御嶽古道（亀沢）の石造物群	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	—	
⑩	御嶽古道	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	—	
⑪	旧羅漢寺の遺構	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	—	
⑫	木造五百羅漢像	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	県有形	
⑬	木造阿弥陀如来坐像	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	県有形	
⑭	御嶽道祖神	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	—	
⑮	金櫻神社撰社・白山社	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	—	
⑯	長田田右衛門顕彰碑	御嶽新道と特別名勝の指定	—	
⑰	金櫻神社の御神宝	江戸時代から続く水晶研磨技術とジュエリー産業の隆盛	—	
⑱	塩澤寺地藏堂	名水地と湯村温泉郷	国重文	塩澤寺地藏堂
⑲	湯谷神社	名水地と湯村温泉郷	—	
⑳	平瀬浄水場旧濾過池整水井 旧取水口門部 外3件 平瀬水源旧事務所	名水地と湯村温泉郷	国登録 (建造物)	
㉑	黒平の能三番	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	県無形民俗	
㉒	炭焼窯跡	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	—	
㉓	白輿	多くの信仰を集めた金櫻神社と御嶽古道	国重文	

※網掛けは甲府市所在の構成文化財



図3-9 日本遺産「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡」構成文化財の位置（令和4年6月現在）

(3) 未指定文化財

「3. 市域に所在する文化財の把握方法・状況」に示す方針に沿って、文化財の総合的把握の調査を実施しました。一連の調査から把握された未指定文化財のリストを附録2(4)に掲載します。また、把握された未指定文化財の所在地を地図としてまとめたものが図3-12です。令和4年(2022)6月現在、1,359件の未指定文化財が把握でき、指定等文化財と合わせると1,572件の文化財になります。

これらの未指定文化財の構成を内容別に整理したものが表3-7です。以下に、それぞれの内容ごとの特徴を整理します。

A 往還・道路・街区・河川・セギ等(37件)

道と水系ともに、人・物の移動に重要な役割を果たしてきたもので、本市の歴史文化を考えるうえで欠かせないものです。

表3-7 未指定文化財の種別と把握された件数(令和4年6月現在)

種別	文化財類型との関連	件数
	文化財類型との関連	
A 往還・道路・街区・河川・セギ等	記念物(遺跡)／有形文化財	37
B 神社	記念物(遺跡)	150
C 寺院	記念物(遺跡)	185
D 建造物	有形文化財	74
E 土木構造物	有形文化財	28
F 信仰関係石造物(墓等を含む)・小祠等	有形文化財／記念物(遺跡)／民俗文化財	442
G 遺跡	記念物(遺跡)	9
I 記念碑・道標等	有形文化財／記念物(遺跡)	142
L 名勝地(庭園を含む)・文化的景観・町並み(集落景観)	記念物(名勝地)／文化的景観／伝統的建造物群保存地区	12
M 寺院群・観音巡礼等	記念物(遺跡)	4
N 動物・植物・地質鉱物	記念物(動物・植物・地質鉱物)	16
O 絵画	有形文化財	27
P 彫刻	有形文化財	47
Q 工芸品	有形文化財	1
R 書籍・典籍	有形文化財	6
T 歴史資料	有形文化財	2
V 風俗慣習	民俗文化財	64
W 芸能	無形文化財／民俗文化財	1
X 技術	無形文化財／民俗文化財	8
Y 食文化	無形文化財／民俗文化財	18
Z 地域の歴史文化を示す重要な要素(空間的価値等)	(該当なし)	86



図3-10 平和通り：戦災復興都市計画街路



図3-11 水道道：荒川から市街地に直線状に延びる

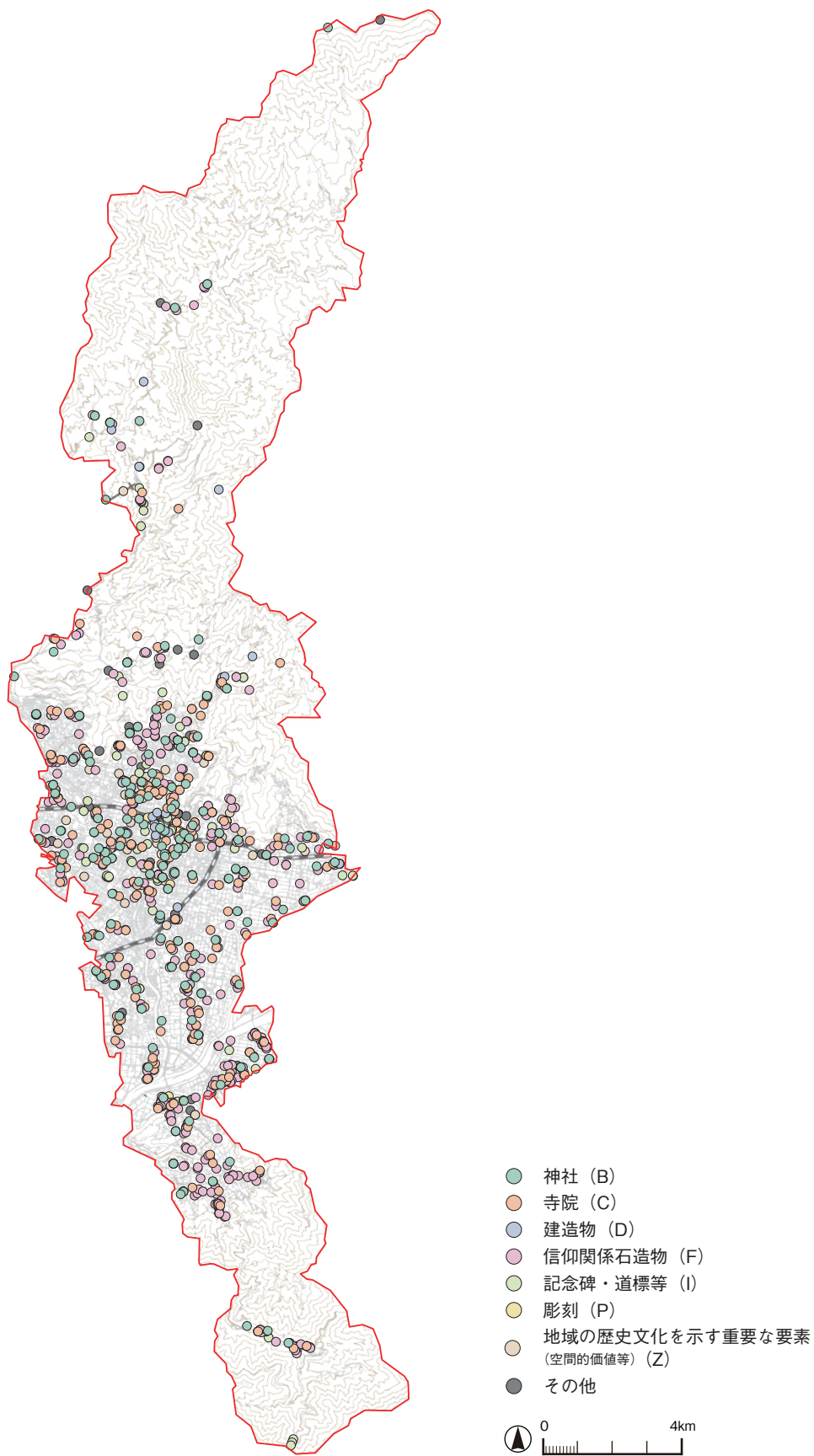


図3-12 未指定文化財の分布 (令和4年6月現在)

道は、市内を縦貫・横断する広域的なもの（「甲州道中」、「中道往還」、「平和通り」など）から、中世・近世の城下町、あるいはそれ以降の時代の町の骨格をかたちづくってきた道路（「柳小路（武田通り）」、「桜町通り」、「水道道」（図3-10）など）など、様々なスケールのものがあり、また、特徴的な街区構造（「金手の街路」「甲府城下の碁盤目状街区」など）も含んでいます。

水系に関するものは市内を流れる河川（「荒川」など）とともに、農業用水として各地区を流れる「セギ」（水路）などが含まれます。セギについては、地名等を冠しているものは個別に把握しました（「御所セギ」など）。また、一部地区における「コンクリート張りの水路（セギ）」は、明治から昭和30年代にかけて甲府盆地で広がった地方病（日本住血吸虫症）と深く結びつくものであり、日本住血吸虫の中間宿主であるミヤイリガイ撲滅のために広がったものであることから、その歴史的位置づけに鑑み、個別に把握しました。

B 神社（150件）

神社は祭礼の催行等を含め地縁組織とも深く結びつくものであり、規模の大小を問わず、地域の生活文化を考えるうえで重要です。神社は市全域に広がっていますが、特に中世・近世城下町であったエリアには多くの神社が分布しています。

また、天津司舞（国重要無形民俗文化財）は「天津司神社」の祭礼に際して、御神体である人形9体が御神幸し、「鈴宮諏訪神社」（図3-13）で舞われるものであり、国重要無形民俗文化財と深く関連するこれら2つの神社も本項目で把握されました。

ほかに、方形周溝墓や古墳が多く分布する中道地区には、古代の勧請と伝わる寺社（「佐久神社」（図3-14）など）もあります。

C 寺院（185件）

神社同様に市全域に広がっていますが、中世城下町とその周辺には「大泉寺」、「法泉寺」など武田氏との結び付きが強い寺院が点在しています。愛宕山周辺には、武田氏時代に由緒を持つ「府中五山」（甲府五山）と呼ばれる5つの臨済宗寺院（長禅寺、東光寺、円光院、法泉寺、能成寺）があります。

さらに、中世の館を中心に配置されていた寺社の一部（「尊躰寺」など）は、武田氏滅亡後に近世城下町に移転しました。また、甲府城築城場所にあった一蓮寺は城下町南側の現在の地に移転しています。



図3-13 鈴宮諏訪神社：天津司神社から御神体である人形9体が御神幸し、境内で天津司舞が舞われる



図3-14 佐久神社：湖であった盆地を削り、富士川に水を流したという由緒をもつ（写真奥の山が境内）

このように、市中心部の中世・近世城下町周辺の寺院は、中・近世の町立てと深く結びついているものが多くみられます。

D 建造物（74件）

市内には、近世社寺建築はもちろんですが、近現代の様々な建造物が分布していることは本市の歴史文化を考えるうえで重要です。それは、「東京電力御岳発電所庁舎」（大正2年（1913））、「カトリック甲府教会・天主堂」（大正15年（1925））、「天理教甲府大教会神殿」（昭和24年（1949））、「ワイナリーである「サドヤ醸造場」（醸造倉庫（上屋）（昭和30年代）・地下貯蔵庫（タンク）（明治末～戦前期））など多岐にわたり、地域の生活文化・生業を示すものです。

また、戦後の建築も注目されます。例えば、丹下健三の設計による「山梨文化会館」（昭和41年（1966）、「図3-15」）はメタボリズムの思想を反映した建築であり、実際に、昭和49年（1974）と平成17年（2005）に増築工事がおこなわれています。

E 土木構造物（28件）

土木構造物は、「遠光寺村信玄堤の痕跡」、「竜ヶ池」（「図3-16」）、「荒川橋」、「中央線レンガ造ガード」、「富士川小学校校門」と様々な規模・種類のものが存在しています。また、中道地区（白井町）には多くの「洗い場」が受け継がれています。

こうしたものはいずれも地域の生活と深く結びついてきたものであり重要です。

F 信仰関係石造物（墓等を含む）・小祠等（442件）

「道祖神」「六地藏」「蚕影様^{こかげさま}」「祠」などに代表される信仰関連石造物は市内に広く分布します。「図3-17」に示すように、特に道祖神は数も多いです。これらは小正月行事とも結びつくものであることから、有形文化財としてだけでなく、民俗文化財としても重要です。また、六地藏も多くみられる石造物です。

蚕影神^{こかげかみ}は養蚕と結びつくもので、養蚕業が衰退してしまった現在においてはその信仰もほとんど失われていますが、一部に石造物については継承されており、地域の生業の歴史を考えるうえで大切な要素といえます。

G 遺跡（9件）

「周知の埋蔵文化財包蔵地」以外の遺跡のうち、地域の歴史文化を考えるうえで特徴的な遺跡を本項目で把握しました。

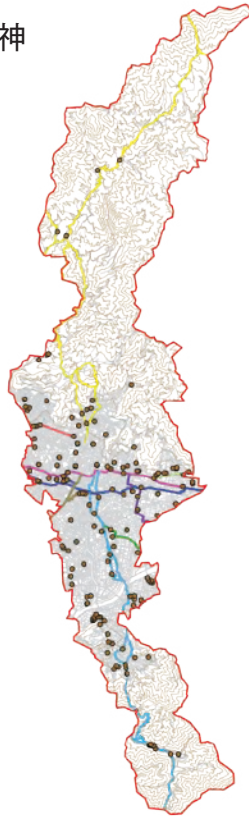


図3-15 山梨文化会館：丹下健三設計によるメタボリズム建築であり、実際、数度の増築がおこなわれる

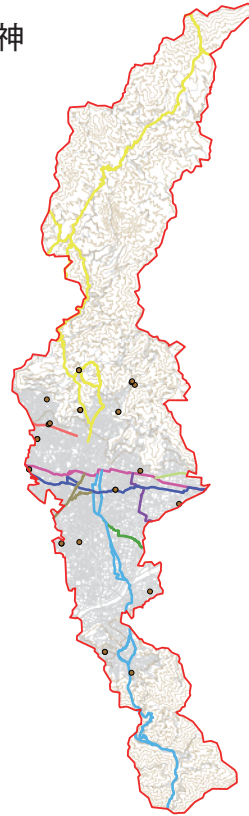


図3-16 竜ヶ池：大正6年（1917）に農業用のため池として耕地整理組合により築造されたアースダム

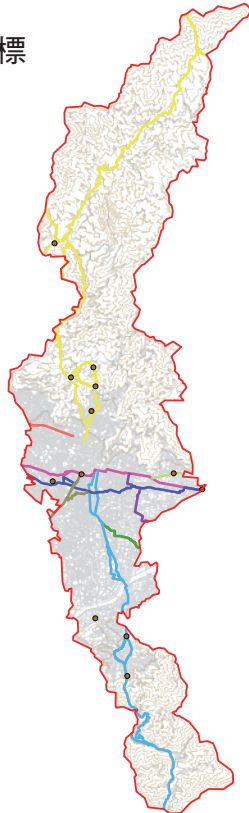
道祖神



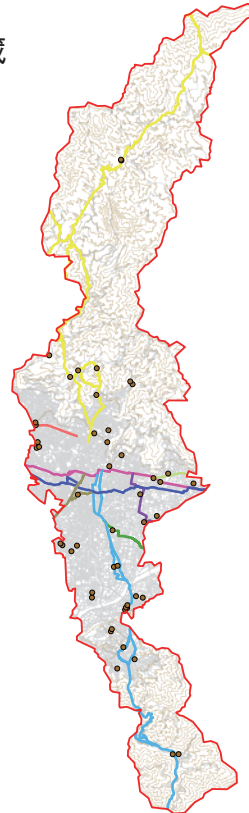
蚕影神



道標



六地藏



- 中道往還
- 甲州道中
- 青梅街道
- 鎌倉道
- 御嶽道
- 御幸道
- 穂坂路
- 若彦路
- 西郡路

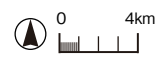


図3-17 主要な種別ごとの石造物分布（令和4年6月現在）

「地蔵山古墳」、中世の「勝山城跡」、近世の「甲府城三の堀跡」、近代の軍事関連遺構である「歩兵第四十九連隊兵営外郭遺構」など、多様な時代の遺構が含まれます。

I 記念碑・道標等（142件）

人物顕彰碑（「初代駅通正杉浦譲顕彰碑」（図3-16）など）、慰霊碑（「忠魂碑」など）、土地区画整理事業記念碑（「南西土地区画整理事業完成記念碑」など）、学校関連記念碑（「上九一色中学校蹟碑」など）、道標などが含まれます。その内容、設置年代は多岐にわたりますが、道標を除けば近代以降のものが中心となっており、多くは公園・公共施設・公民館等の敷地内、寺社境内、路端などに設置されています。

L 名勝地（庭園を含む）・文化的景観・町並み（集落景観）（12件）

柳沢吉里が定めた甲斐八景のうち甲府市内のもの（「酒折夜雨」など）、農業等に関連する景観（帯那の石積み段々畑）、町並み景観（旧右左口宿の集落景観）などが含まれます。

市北部、南部の農山村では、地形等の自然的基盤に根ざした特徴的な集落景観、農業景観を形成しており、そうしたエリアで多く把握されています。

M 寺院群、観音巡礼等（4件）

A～Lに含まれないものを挙げています。例えば、「臨済の五か寺（甲府五山）」「浄土の五か寺」「甲斐国三十三観音霊場（うち10ヶ所）」「甲斐府中三十四観音札所」など、集合としての呼称が付されているものなどがここに含まれます。

N 動物・植物・地質鉱物（16件）

市内の動植物のうち、歴史文化と結びつく特徴的なものを把握の対象としています。点的な対象（「元宮住吉神社御神木」（図3-20）など）から群（面）としての対象（「武田通りの桜並木」など）まで様々なものが含まれます。また、ここに含まれる「金峰山一帯（水晶産地）」は市の基幹産業のひとつとなっている宝飾産業を形成した源泉ともいえる場所であり、かつて多くの水晶が算出された場所です。また、「片山（恩賜林）」は市街地北部の山林であり、第1回全国植樹祭（昭和25年（1950））の会場ともなった場所です。

O 絵画（27件）／P 彫刻（47件）／Q 工芸品（1件）／

R 書籍・典籍（6件）／T 歴史資料（2件）

把握されているものは絵画、彫刻、書籍・典籍の件数が多数を占め、それらの多くは寺院等



図3-18 初代駅通正杉浦譲顕彰碑：甲府出身で郵便事業を軌道に乗せたことを讃え、郵便事業百年の年に建立



図3-19 帯那の石積み段々畑：緩やかに続く斜面地に石積みの段々畑と集落が広がる

が所蔵する仏教に関するものとなっています。また、「二宮金次郎像」が市内の多くの小・中学校で受け継がれており、学校の歴史を伝える重要な文化財といえます。

V 風俗慣習 (64 件) / W 民俗芸能 (1 件) / X 民俗技術 (8 件) / Y 食文化 (18 件)

少子化等の課題を抱えつつも、規模の大小を問わず、それぞれの地域ごとに祭礼を継承しています。風俗慣習については、こうした地域単位の祭礼を多く把握しています。また、市内の伝統産業に関連する技術は民俗技術として把握しました(「甲州水晶貴石細工」「甲州印伝」など)。

さらに、近年、食文化も地域に根ざした文化財として捉えられるようになってきました。本市の歴史文化を反映したものとしては、「ほうとう」「あわびの煮貝」「鳥もつ煮」等が典型的ですが、「うなぎ」「握り寿司」などもそのひとつとして位置づけられます。「うなぎ」は、『甲斐廻手振』(嘉永3年(1850))に、うなぎは甲斐国の名産で、肉が厚く非常に美味しいとの記述があり、近代には多くのうなぎ屋がありました。また、甲府が海から内陸に腐らせることなく生魚を運べる限界を示す「魚尻線」付近にあたることから寿司文化が定着し、江戸前の大きな握りが特徴です。現在でも、山梨県は人口あたりの寿司屋の軒数が全国1位であり、その文化が継承されています。

Z 地域の歴史文化を示す重要な要素(空間的価値等)(84 件)

モノとしての歴史的価値は認められないものの、地域の生活・生業の歴史の変遷(時間の重層性)を反映している要素(空間を含む)を本項目として把握します。その内容は、渡し場跡(橋)(「西条の渡し跡(飯豊橋)」など)、観光ブドウ園(「こうぶえん」など)、温泉銭湯(「緑ヶ丘温泉」など)、多岐にわたります。

また、市内の宝飾関連事業者の集積は、まさに甲府の歴史文化を反映した特徴であり、これらも「宝飾加工・販売事業者群」として本項目に該当する要素として位置づけられます(図3-21)。



図3-20 元宮住吉神社御神木：地元では「八起きの御神木」と呼ばれるケヤキであり、現在も大切に継承されている

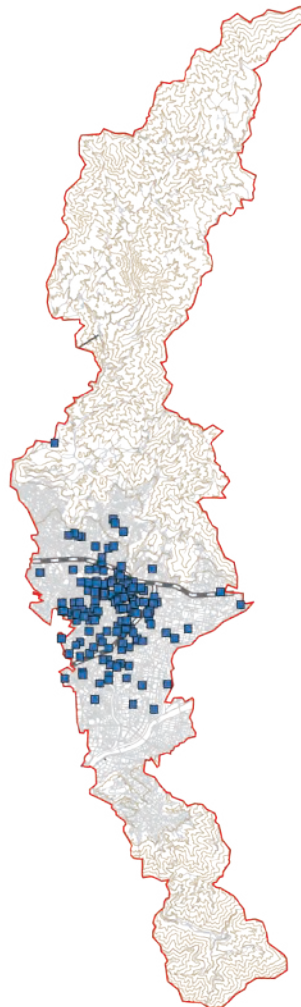


図3-21 宝飾関連産業の分布

2. 文化財に関するこれまでの調査

本市に所在する文化財の把握に向けた端緒として、これまでに実施された修史事業及び文化財調査の状況について整理します。

(1) 修史事業

これまでに自治体（県・市（合併前の市町村を含む））が編さんした自治体史は附録1（1）に示すものがあります。

□山梨県

『山梨県史』（1996～2008）

平成2年（1990）から県史編さん事業を開始し、通史的視座からの県史刊行に向けた作業が進められてきました。その結果、平成8年（1996）～平成20年（2008）にかけて、全31巻（通史編6巻、資料編22巻、民俗編、文化財編、概説編）が刊行されました。同書のなかでは、古代から現代に至るまで甲府市域に関する記述も多数なされ、また関連する史資料も多く掲載されています。

□旧甲府市

本市では、平成18年（2006）の周辺町村との合併後は修史事業はおこなわれていませんが、合併前の旧市町村それぞれで市町村史（誌）が刊行されています。

旧甲府市ではこれまでに4度の修史事業がおこなわれています。

『甲府略志』（1918）

市制30周年記念事業として大正7年（1918）に編さん・刊行されたもので、その内容は「土地」、「起源」、「政治沿革」という3編をもって構成されています。

『甲府市制四十年記念誌』（1928）

市制40周年記念事業として昭和3年（1928）に刊行されました。市制施行以降の、市会や行政の沿革、産業・土木・保健衛生・都市計画・教育・宗教等の状況について叙述されています。

『甲府市制六十年誌』（1949）

市制60周年を記念し、昭和3年（1925）に刊行されました。「総説」「市制六十年」「戦災及復興」の3編から成り、内容の多くは市制施行以降の変遷及び現状に関するものとなっています。

『甲府市史 市制施行以後』（1964）

昭和33年（1958）に市制施行70周年記念事業の一貫として立案されたことに始まり、昭和39年（1964）に全1巻（付録として『甲府市累年予算・決算表』）として刊行されました。本書では、既存の修史事業で編さんされた刊行物にとらわれることなく、「わが国近代史の流れを背景としてあゆんできた市民生活の推移を中心に市制施行七十余年にわたる本市発展のあとを統一的に把握し、これを浮彫りにする」（同書、2003頁）ことが目的とされていました。こうしたことから、その内容は市制施行以降の内容が中心となりました。

『甲府市史』（1987～1993）

市制100周年記念事業として企画され、昭和58年（1983）に甲府市史編纂委員会を設置し、

時代別・分野別の専門部会を中心に編さんに向けた作業が実施されました。その結果、昭和62年（1987）から平成5年（1993）にかけて『甲府市史』全16巻（通史編4巻、史料編8巻、別編4巻）と関連する調査報告書が刊行されています。通史的視点から本格的に編さんされた最初の市史として位置づけることができます。

□旧中道町

『中道町史』（1970～1971）

昭和50年・51年（1970・1971）に上・下2巻が刊行されています。

上巻は「町の環境」「考古」「町の歴史」「生活と文化」の4編、下巻は「現在の町」「資料」の2編から構成され、古代から近代までの通史、民俗、町政等の状況が総合的に扱われており、旧・中道町の通史・民俗をまとめた基礎資料として位置づけられます。

□旧上九一色村

『上九一色村誌』（1985）

村制100周年記念事業として企画され、昭和60年（1985）に刊行されています。

「総説」「自然と環境」「村の歴史」「集落と人口」「上九一色村の政治」「産業と経済」「交通・運輸・通信」「教育と文化」「福利と厚生」「治安と消防」「宗教」「生活と文化」の12編から構成されており、古代から現代までの通史、民俗、村政等の状況等に関して総合的に記述されています。

(2) 自治会誌等

市内では自治会等に代表される自治組織において、当該地域の歴史文化についてまとめた刊行物が多く編さんされています（附録1(2)）。編さんの体制や分量は様々ですが、行政主体ではなく、地縁組織等において地域の歴史文化を整理し、記録するという取組みが市内各所で積極的になされ、公刊されていることは、本市にとってかけがえのない財産です。

(3) これまでに刊行された調査・修理・整備報告書

□総合調査等（附録1(3)）

国が企画し、国庫補助事業等として実施された総合調査のうち、市域を対象に含むかたちで実施されたものについて、その報告書を附録1(3)にまとめます。

この表からは有形文化財（建造物）、民俗文化財等を中心に、山梨県教育委員会を事務局として様々な調査事業が実施されてきたことがわかります。また、記念物（遺跡）においては、「歴史の道」調査事業」として歴史の道及びその沿道に位置する文化財の調査が実施されており、調査時に作成された調査票についても山梨県立図書館に所蔵されています（『山梨県歴史と文化の道調査表』山梨県教育委員会、1983～1986年）。

なお、総合調査等のうち、市域に調査対象物件が所在していない、もしくは事業未実施の調査としては以下のものがあります。

有形文化財（美術工芸品）	歴史資料保存調査（昭和40年度～）
	重要考古資料選定緊急調査（昭和53年度～）
	重要古文書群緊急調査（昭和54年度～）

		近代文化遺産総合緊急調査（近代歴史資料）（平成9年度～）
		重要社寺歴史資料特別調査（昭和49年度～昭和63年度）
	（建造物）	集落町並み予備調査（昭和47年度～52年度）
記念物	（遺跡）	中近世城館遺跡・近世大名家墓所調査（昭和41年度）
		近代遺跡調査（平成8年度～）

□その他の調査・修理・整備報告書（附録1（4）（5））

総合調査以外に実施されてきた文化財の調査（埋蔵文化財を除く）の報告書を附録1（4）に、修理・整備に関する報告書を附録1（5）にまとめます。重要文化財等の有形文化財（建造物）に関する修理報告書等が中心となっています。

□埋蔵文化財発掘調査報告書（附録1（6））

市内における埋蔵文化財調査は、市教育委員会及び山梨県埋蔵文化財センターを中心に実施されています。また、一部は公益財団法人山梨文化財研究所や民間発掘調査会社等への委託によるものもあります。

こうした発掘調査等における成果の多くは、甲府市文化財調査報告（甲府市教育委員会発行／令和4年（2022）3月現在、105集まで刊行）及び山梨県埋蔵文化財センター調査報告書（山梨県教育委員会発行）として公開されています。

□御嶽昇仙峡総合学術調査報告書（日本遺産）

令和2年度に日本遺産に認定された「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～」について、日本遺産のストーリーを形成する学術的価値を整理するため、昇仙峡地域活性化推進協議会では、令和2年度（2020）～令和3年度（2021）に、御嶽昇仙峡総合学術調査（自然／文化遺産）を実施しました。調査は、御嶽昇仙峡エリアに係る総合学術調査委員会を組織しておこない、その成果は以下の2冊の報告書にまとめられました。

甲府市教育委員会監修、小林富一郎・北原正彦・小泉一人・輿水達司編（2021）『御嶽昇仙峡－御嶽昇仙峡の「自然」に関する学術調査報告書－』昇仙峡地域活性化推進協議会

甲府市教育委員会監修、御嶽昇仙峡エリアに係る総合学術調査委員会編（2022）『御嶽昇仙峡－御嶽昇仙峡の「文化遺産」に関する学術調査報告書－』昇仙峡地域活性化推進協議会

（5）その他の刊行物

本市では、近年、「こうふ開府500年記念事業」等を通じて、歴史文化を発信する市民向け刊行物の作成にも力を入れています。

『甲府歴史ものがたり』（こうふ開府500年記念誌編集委員会編、甲府市、2019年）（図3-22）は、「うるおう」「くらす」「たのしむ」「いのる」「はたらく」「むすぶ」「まなぶ」「つくる」「むきあう」「たちあがる」という10の視点から時代を問わないかたちで甲府の歴史を捉え直した冊子であり、生活文化史を中心に、市史とは異なる視点でまとめられたものです。

また、『こうふ 私の地域・歴史探訪：甲府を紐解く31地区の軌跡』（甲府市各地区自治会連合会編、こうふ開府500年記念事業実行委員会発行、2020年）（図3-23）は、こうふ開府



図3-22 市民向け刊行物
（『甲府歴史ものがたり』）



図3-23 市民向け刊行物
（『こうふ 私の地域・歴史探訪』）



図3-24 市民中心の刊行物
（『こうふシンボル500』）

500年記念事業の成果のひとつです。自治会連合会を単位とした市内31地区の歴史文化、伝承などを掘り起こす取組みが実施され、その成果をまとめたものになります（地区ごとに刊行された小冊子を合冊）。

こうした行政を中心とした取組みに加え、市民を中心とした取組みもおこなわれています。例えば、こうふシンボル500制作委員会による『こうふシンボル500』（2021年）（図3-24）は、こうふ開府500年記念事業企画提案事業の成果として刊行されました。ここでは、埋もれていた「昔」の記号・紋章や「今」を語るシンボルを発見・発掘・収集するプロジェクトが展開され、集まった500のデザインが紹介されています。本市の歴史・伝統・文化を再認識するきっかけとなり、また、次なる100年に受け継がれていくことを目指した冊子であり、本計画の理念とも深く結びつくものです。

3. 市域に所在する文化財の把握方法・状況

（1）文化財の把握方法

本市では、すでに多くの文化財が法令（文化財保護法、山梨県文化財保護条例、甲府市文化財保護条例）に基づき指定等がなされ、保護が図られています。しかし、市内には、各法令が定める基準で価値が評価された指定等文化財に限らず、多数の有形・無形の文化財が存在しています。こうした文化財はその多くが地域で大切に守り、受け継がれている一方で、その一部は価値に気づかれず開発等で消滅の危機にあったり、祭礼等の無形の文化財については担い手不足などで継承の危機にさらされていたりします。

文化財を地域で守り、受け継いでいくにあたっては、法令で指定等がされたものに限らず、地域に所在する様々な要素を広く把握し、その保存・活用のあり方を考えていくことが大切です。

そこで、計画作成の前提として、市内に所在している文化財を悉皆的に把握します。把握にあたっては、図1-2に示すように、本計画の対象とする文化財が、文化財保護法を中心とす

る関係法令の示す文化財の概念よりも広いことから、具体的には以下の基準で把握をおこないます。

- 文化財を表3-7に示す21項目に分類して整理します。
- 単に「物」が古いということに限らず、地域を象徴するもの、歴史文化を伝えるものなども重視し、把握の対象に含めます。
- 地域の生活・生業などと結びつくもの、景観等も対象に含めることで、地域の成り立ちやその変遷がわかるような把握を目指します。

なお、分類は文化財保護法に基づく文化財分類(図1-1参照)とは異なるものとしています。これは、文化財分類は同じ文化財であっても指定等に当たっての価値の捉え方次第で対応する分類が異なるため、詳細調査等を踏まえて当該文化財の価値を厳密に定めていない未指定文化財には馴染まないためです。価値を広く捉えたうえで、指定等に当たってはその価値を踏まえて対応する文化財分類を選択することが重要です。

また、把握調査に当たっては以下の手法を用いることとします。

① 法令で指定等がされた文化財の整理

すでに文化財保護法をはじめとする法令で指定等がおこなわれている文化財について、台帳等をもとに整理します。

② これまでの調査等で把握された文化財の整理

既往調査等(本章第1節参照)で把握された文化財について、報告書等からその情報を整理するとともに、不動産文化財については現地調査等において当該文化財の詳細位置及び現在の状況等について把握します。

③ その他の文化財の整理

株式会社ゼンリンが発行する住宅地図(『電子住宅地図デジタウン』甲府市2018年版)等の記載情報をもとに文化財の可能性のある要素の所在情報を把握し、不動産文化財については、現地調査等を通じてその詳細を確認します。現地調査で確認できなかったもの、文化財とみなせなかったものについては除外します。また、現地調査で新規に把握されたものについてもリストに加え、詳細を確認します。

祭行事等に代表される無形民俗文化財については、市内のすべての自治会連合会(31組織)からヒアリングを実施し、実施状況等を把握します。

①~③の調査を通じて把握された文化財は、それぞれ文化財番号を付すこととし、それらは次のルールで作成されます。

例 15 - 000 - D01

町・字コード (表3-8)	町番号コード 例 なし : 000 1丁目 : 001 2丁目 : 002	アルファベット : 文化財種別(表3-7) 数字 ; 種別内の通番
------------------	--	--

現地調査では、所在有無及び所在位置を確認するとともに、当該文化財の写真撮影等をおこないます。また一連の把握調査を踏まえ、以下の記録を作成しています。

- リスト
 - カルテ（A4両面／番号ごとに作成）(図3-25参照)
 - 分布図
- 分布については、所在位置を



図3-25 文化資源カルテの作成例
(道祖神 (114-000-F02)) (左：表面、右：裏面)

表3-8 町字別コード

1	丸の内	41	富竹	81	下帯那町
2	中央	42	下飯田	82	平瀬町
3	青沼	43	池田	83	上積翠寺町
4	湯田	44	湯村	84	下積翠寺町
5	若松町	45	富士見	85	塚原町
6	相生	46	西田町	86	小松町
7	太田町	47	屋形	87	和田町
8	寿町	48	大手	88	七沢町
9	宝	49	岩窪町	89	増坪町
10	塩部	50	古府中町	90	上町
11	美咲	51	横根町	91	下小河原町
12	朝日	52	桜井町	92	大里町
13	武田	53	国玉町	93	上今井町
14	北口	54	蓬沢	94	小瀬町
15	愛宕町	55	西高橋町	95	下鍛冶屋町
16	東光寺	56	上阿原町	96	西油川町
17	城東	57	向町	97	中町
18	朝気	58	和戸町	98	東下条町
19	幸町	59	川田町	99	西下条町
20	南口町	60	中小河原	100	下今井町
21	伊勢	61	金竹町	101	落合町
22	高畑	62	長松寺町	102	小曲町
23	上石田	63	新田町	103	上条新居町
24	飯田	64	中村町	104	古上条町
25	大和町	65	下河原町	105	後屋町
26	緑が丘	66	荒川	106	上小河原町
27	北新	67	千塚	107	宮原町
28	天神町	68	音羽町	108	高室町
29	宮前町	69	山宮町	109	堀之内町
30	元紺屋町	70	羽黒町	110	大津町
31	善光寺	71	御岳町	111	右左口町
32	酒折	72	黒平町	112	心経寺町
33	砂田町	73	高町	113	中畑町
34	里吉	74	草鹿沢町	114	上向山町
35	青葉町	75	猪狩町	115	下向山町
36	住吉	76	川窪町	116	白井町
37	国母	77	高成町	117	上曾根町
38	下石田	78	竹日向町	118	下曾根町
39	貢川	79	塔岩町	119	梯町
40	德行	80	上帯那町	120	古関町

座標（緯度・経度）で整理することで、GIS（地理情報システム）等で加工可能なデータにしています。こうしたデータは今後の文化財の保存・活用に役立てていくことができます。

(2) 文化財の把握状況

原則として（1）に示した手順で総合的把握のための調査をおこないましたが、その進捗は種別ごとに異なります。そこで、まずは、表3-9に、本計画における文化財リスト（附録2）作成の前提となる調査実施状況を整理します。また、それを踏まえて、市域の文化財調査の状況を整理すると、表3-10のようになります。

①把握調査

今回の調査では、不動産文化財を中心に把握した。今後は、有形文化財、民俗文化財等の把握を中心として、継続的な悉皆調査を実施していくこととします。そのため、有形文化財（美術工芸品等）、民俗文化財等については調査が未実施、もしくは調査中にあり、今後も継続的に悉皆的な調査を実施していくこととします。

表3-9 未指定文化財の把握調査の実施状況

種別	文化財類型との関連		文化財リスト作成の前提
	文化財	類型	
A 往還・道路・街区・河川・セギ等	記念物（遺跡）	／有形文化財	3(1) 掲載の手順で調査（含・現地踏査）を実施し、掲載対象を把握
B 神社	記念物（遺跡）		3(1) 掲載の手順で調査（含・現地踏査）を実施し、掲載対象を把握 ※山梨県神社庁所属のすべての神社を対象に把握
C 寺院	記念物（遺跡）		3(1) 掲載の手順で調査（含・現地踏査）を実施し、掲載対象を把握 ※新興宗教を除く各宗派寺院を対象に把握
D 建造物	有形文化財		原則として、『甲府市史』及び関連する総合調査の報告書等で報告されているものうち現存しているものを対象に把握 * 寺社に関連する建造物については、B・Cの調査過程で境内の建造物の記録はしているが、Dとしての整理・把握はしていない。
E 土木構造物	有形文化財		3(1) 掲載の手順で調査（含・現地踏査）を実施し、掲載対象を把握
F 信仰関係石造物（墓等を含む）・小祠等	有形文化財／記念物（遺跡）	／民俗文化財	3(1) 掲載の手順で調査（含・現地踏査）を実施し、掲載対象を把握 ※原則として寺社境内所在のもの（B・Cに一括して把握）を除く（ただし、道祖神・蚕影神はFとして個別に把握）
G 遺跡	記念物（遺跡）		「周知の埋蔵文化財包蔵地」以外の遺跡のうち、地域の歴史文化を考えるうえで特徴的な遺跡を対象に把握
I 記念碑・道標等	有形文化財／記念物（遺跡）		3(1) 掲載の手順で調査（含・現地踏査）を実施し、掲載対象を把握
L 名勝地（庭園を含む）・文化的景観・町並み（集落景観）	記念物（名勝地）	／文化的景観／伝統的建造物群保存地区	3(1) 掲載の手順で調査（含・現地踏査）を実施し、掲載対象を把握
M 寺院群、観音巡礼等	史跡		—
N 動植物	記念物（動物・植物・地質鉱物）		3(1) 掲載の手順で調査を実施し、掲載対象を把握
O 絵画	有形文化財		原則として、『甲府市史』等で報告されているものを対象に把握
P 彫刻	有形文化財		
Q 工芸品	有形文化財		
R 書籍・典籍	有形文化財		
T 歴史資料	有形文化財		
V 風俗慣習	民俗文化財		・原則として、『甲府市史』、総合調査等で報告されているものうち、現在実施されているものを対象に把握 ・自治連合会に対するヒアリング調査での把握
W 芸能	無形文化財／民俗文化財		・「伝統的工芸品」（経済産業省指定）からの把握 ・市内の継承状況からの把握
X 技術	無形文化財／民俗文化財		・「伝統的工芸品」（経済産業省指定）からの把握 ・市内の継承状況からの把握
Y 食文化	無形文化財／民俗文化財		市内の継承状況等からの把握
Z 地域の歴史文化を示す重要な要素（空間的価値等）	（該当なし）		3(1) 掲載の手順で調査を実施し、掲載対象を把握

動産文化財である有形文化財（美術工芸品）については、現状では指定等の文化財及び文献等から得られたもののみがリストに反映されており、今後は未指定文化財も含めた所在調査を進めることとします。これらは災害時の文化財レスキュー等の活動においても重要な情報となることから、順次実施していきます。

民俗文化財については、地域で営まれている祭礼等の実施状況のヒアリング調査を実施しましたが、祭礼等の具体的な内容は把握できていません。そのため、継続的な調査を通じて市域の無形の民俗文化財の全体像を把握していく必要があります。また、祭礼等の内容の悉皆的な把握を踏まえ、特に継続が困難となりつつあるもの、市域の文化を考えるうえで特に重要なものについては、記録作成等を含む詳細調査を実施することでその保存につなげていきます。さらに、有形の民俗文化財は、把握調査が未着手であるため、市の生活・生業等の文化的特性を踏まえて、継続的に実施していきます。

②詳細調査

詳細調査は指定等の文化財や埋蔵文化財（開発に伴う緊急調査および整備を目的とした学術調査（武田氏館跡）等）を中心におこなわれていますが、それ以外では限定的です。

したがって、調査成果は、一部を除き県史・市史等の文献における報告等にとどまっており、今後必要に応じてそれぞれの文化財の詳細調査を実施し、保存・活用のための措置に繋げていくこととします。

なお、無形文化財、天然記念物については、その特性から文化財的評価を加えるかによって措置が異なるため、把握調査を経ずに、必要に応じて随時詳細調査を実施し、それを踏まえて必要な保存・活用のための措置を講ずることとします。

表3-10 市域の文化財の調査状況

		先史	古代	中世	近世	近代	現代	
有形文化財	建造物	把握調査 ○	把握調査 ○	把握調査 ○	把握調査 ○	把握調査 ○	把握調査 ○	
		詳細調査 ー	詳細調査 ー	詳細調査 △	詳細調査 △	詳細調査 △	詳細調査 △	
美術工芸品	把握調査	△	△	△	△	△	△	
	詳細調査	×	×	×	×	×	×	
無形文化財	把握調査	×						
	詳細調査	×						
民俗文化財	有形	把握調査	△	△	△	△	△	
		詳細調査	×	×	×	×	×	
	無形	把握調査	△	△	△	△	△	
		詳細調査	×	×	×	×	×	
遺跡	把握調査	○	○	○	○	○	○	
	詳細調査	△	△	△	△	△	△	
記念物	名勝地	把握調査	○	○	○	○	○	
		詳細調査	ー	ー			ー	
動物・植物・地蔵物	把握調査	△						
	詳細調査	×						
文化的景観	把握調査	○						
	詳細調査	×						
伝統的建造物群保存地区	把握調査			○	○	○	○	
	詳細調査			×	×	×	×	
その他(6類型以外)	把握調査	△	△	△	△	△	△	
	詳細調査	×	×	×	×	×	×	

把握調査 ○：概ね実施 △：未完了
 ×：未実施 ー：該当なし
 詳細調査 ◎：多数実施 △：継続実施
 ×：限定的 ー：該当なし

[コラム] 小正月行事の継承

甲府盆地一帯では、丸石道祖神を中心に多くの道祖神が現在でも地域で祀られ、また、小正月には道祖神場あるいはその周辺で「どんど焼き」がおこなわれています。

文化財の総合的把握のための調査では、農村部、市街地問わず、市内でも多くの道祖神が確認できました（附録2参照）。また、あわせて、地縁組織によっておこなわれているどんど焼き（小正月行事）の継承・実施状況について把握するため、本市教育委員会歴史文化財課では、市内31地区の自治会連合会関係者に対するヒアリング調査を実施しました（表3-11）。

表3-11 小正月行事（どんど焼き）の実施状況

	主たる実施状況	実施場所	備 考	
北 フ ロ ッ ク	北新地区	実施せず	昭和の頃に途切れた	
	相川地区	実施せず	—	
	千塚地区	実施(1自治会のみ)	—	東町自治会のみ
	羽黒地区	実施せず	—	昭和の頃に途切れた
	千代田地区	実施せず	—	10年ほど前に途絶えた
	能泉地区	実施せず	—	昭和40年代後半、養蚕の終焉とともに途切れた
	宮本地区	実施せず	—	昭和30年代中頃に途絶えた
東 フ ロ ッ ク	琢美地区	実施せず	—	少なくとも戦後に実施していた記憶はない
	東地区	実施せず	—	以前から小正月行事という文化はない
	里垣地区	実施 (一部自治会のみ)	道祖神場付近	【善光寺善七会の場合】 1月14日、道祖神があるチビッコ広場で実施。宮司による神事後、正月飾り、書き初めをお焚き上げ。繭玉を焼く。
	玉諸地区	実施 (一部自治会のみ)	道祖神場付近 ／公民館	木・薪・枝などを積み上げて燃やす（その際、ぶどう・桃等の剪定枝も使う）。正月飾り、習字、古札をお焚き上げ。
	甲運地区	実施 (ほとんどの自治会)	道祖神場付近	木・薪・枝などを積み上げて燃やす（その際、ぶどう・桃等の剪定枝も使う）。正月飾りや習字などをお焚き上げし、白の繭玉を焼いて食べる。今は針金を使う。1月14日に近い土日に開催。土曜日午後の神事後、竹を道祖神の4隅に立て、着火。3時過ぎにオミッキいだきながら消火。神楽装束の子どもたちが100軒ほど回る。暗くなる前に公民館にもどり、子どもはオブック、大人はナオライ。
中 央 フ ロ ッ ク	富士川地区	実施せず	—	以前から実施していない
	相生地区	実施せず	—	30年ほど前に途絶えた
	春日地区	実施 (自治会連合会)	小学校校庭	木製のやぐらを組み、四隅に青竹を立てて縄・注連を張る。塩と酒で清め火をつける。正月飾りや書初めの習字などを燃やす。商売繁盛を願い「だるま」を入れる人あり。紅白の繭玉を焼いて食べる。
	新紺屋地区	実施せず	—	昭和の頃に途切れた
	朝日地区	実施せず	—	—
西 フ ロ ッ ク	穴切地区	実施せず	—	—
	貢川地区	実施せず	—	—
	石田地区	実施せず	—	「お天神さんの祭り」(2月)に集約
	池田地区	実施 (自治会連合会)	小学校校庭	木・薪・枝などを積み上げて燃やし、正月飾り・だるま・習字・古札をお焚き上げ。
南 フ ロ ッ ク	新田地区	実施 (子どもクラブなど)	小学校校庭	木・薪・枝などを積み上げて燃やす。子どもクラブの保護者が繭玉作りをおこなう。過去13～14回くらい実施。
	湯田地区	実施せず	—	—
	伊勢地区	実施せず	—	—
	住吉地区	実施(1ヶ所のみ)	道祖神場付近	住吉南報自治会のみ実施。わらで作った小屋を燃やす。
	国母地区	実施 (ほとんどの自治会)	道祖神場付近	【上小河原中部の場合】 現在は1月14日以前の日曜日に実施。神主が丸石をお祓い。どんど焼きのために作った鉄製の箱に薪を入れ、その上に正月飾りや習字を入れてお焚き上げ。獅子舞が登場。繭玉を焼いて食べる。
	大里地区	1ヶ所のみ実施	公会堂敷地内	木・薪・枝などを積み上げて燃やす。10年ほど前までは藁を使っていたが、危ないために材木屋から木っ端を譲り受け、正月飾り・習字・古札をお焚き上げ。
	大国地区	1ヶ所のみ実施	熊野神社近くの公園	「二日市場のどんど焼き」のみ継続。わらで作った小屋を燃やし、お焚き上げ。親子太鼓が渡る。年2回実施(1月14日過ぎの日曜日、7月20日)。

山城地区	実施 (ほとんどの自治会)	道祖神場付近	【西油川の場合】 どんど焼きを年3回おこなう。基本的には藁で祠を作って道祖神に祀っている石を入れて焼く。各家で飾った繭玉を焼いて無病息災を願う。年3回実施(1月14日、2月14日、7月14日)。 【上町の場合】 木・薪・枝などを積み上げて燃やす木・薪・枝などを積み上げて燃やす(その際、ぶどう・桃等の剪定枝も使う)。以前は稲・麦藁に桑の枝がメインであったが、現在は藁が少なく果樹の枝を芯にして藁を巻くようになった。正月飾り、書き初めを焚き上げ、繭玉を焼いて食べる。事後、大人は飲食、子供たちはオブツク(みかん・菓子)をいただく。現在は1月14日前後の土曜・日曜のどちらかに実施。14～15年前までは子どもたちによる獅子舞い、10年前前までは子ども太鼓もあった。
中道地区	実施 (ほとんどの自治会)	道祖神場付近 (白井東自治会) 公民館敷地内 (七覚自治会)	【白井東自治会の場合】 以前は藁を燃やしていたが稲作が減ったために今はぶどう・桃等の剪定枝を入れて燃やしている。正月飾り、書き初め、古札、だるまも入れる。繭玉を燃やして食べる。 【七覚自治会(右左口)の場合】 冬のお祭りとして1月14日前後、邪気を祓う目的に、村の各入口に青竹を立て、縄を張ってオシシメを飾る。どんど焼きは、芯として、蚕影山祭典で各家に配った長さ90cmほどの木札を組み、わらを巻く。正月飾りや習字、昔は「だるま」などを燃やし、紅白の繭玉を焼いて食べる。
上九一色地区	実施(1ヶ所のみ)	河川敷	わらで作った小屋を燃やし、正月飾りや習字をお焚き上げ。

【コラム】 歴史文化の保全継承に対する住民意識

甲府市教育委員会歴史文化財課が実施した市内31地区の自治会連合会関係者に対するヒアリング調査では、地域の歴史文化の保全や継承、活用に向けた課題・展望などについても伺いました(表3-12)。挙げられた指摘は特定の地区に対するものではなく、市全域に共通する内容と示唆が多数含まれており、本計画を考えるうえでも重要な意味をもっています。

表3-12 自治会連合会関係者による地域の歴史文化の保全や継承、活用に向けた課題・展望

若い人がいない。住民減が深刻であり、継承が心配。祭り好きの住民がいてくれないと続かない。
市町村合併前、歴史を守り伝えるために組織を立ち上げた。月例の勉強会、会員募集、清掃活動、看板設置等、青年層も入会し、活発に動いている。今後は公民館にて住民対象に勉強会を開催し、つないでいきたいと考えている。「無尽会」の存在が大きいと思っている。地域内には飲食店がないため、公民館を開放し、各団体が毎月飲み語り合っている。この語り合いが郷土を知る機会にもなっているため、今後も続けたい風習であると考えている。「自慢できる地域である」とまとめられた。
以前は公民館を会場に勉強会を開催し地域の歴史を伝えてきたが、今はおこなっていない。この地域は比較的三世代が同居または同一敷地内に居住していることから子供たちとの交流はあるものの子供たちの数自体が減っているため、お祭り等の文化が衰退していくのではないかと心配している。コロナ渦であるが規模は縮小しても伝統的な行事はおこなわなければならないと感じている。
当地は、甲府空襲によって文化や歴史が途絶えてしまった。しかし、辛うじて残る旧跡や昔の出来事などがあるので、少しでも伝えていかなければならないという危機感がある。
お祭りに欠かせない子供たちが少なくなった。また、新住民が増え、伝統文化が変化(消滅)している。さらに、個人情報保護のため住民間の交流が薄らいでいる。現在、「お祭り好き?お祭り熱心?」=伝統文化継承者が1人いるため続いているが、今後、問題は一層深刻になると心配している。
子どもが少ない。若手が参加しない。しかし、県庁職員等を中心に伝統文化を継承させていくよう役員は努力している。無尽などの集まりが無くなったことは地域のためにはマイナスである。将来が心配。
昔は商人地として栄え、自治会も寺社も裕福であった。活気もあった。少子化・高齢化・人口減によって伝統行事が衰退し心配。地域が一つになって町づくりを取り組みたいと考えているが新住民の増加もあり難しい。自治会に加入しない家庭が多い。お祭りで郷土を伝えるよう努めたいが難しい。
空き家が増えるばかり。少子化、人口減。自治会に入らない人増加。伝統行事は小規模(祝詞だけなど)であっても例大祭だけは開催したいと考えている。深刻な問題である。
15年程前、お祭りは氏子総代・檀家総代が主催していたが、総代以外は参加しなくなったため、自治会全体で盛り上げようと、組単位で7つの祭典を担当するよう変えた。この変化によって新住民も参加するようになった。ただ、少子化が著しいことが心配材料。伝統行事は生活のひとつであり、消えていくのは悲しいので何とか守り伝えたいという気持ちは強い。
宅地化によって農業(特に稲作)の文化が激減した。この地域は米・麦・養蚕で食べていたことを伝える、さらに食育のためにも、小学校に外向き、米作りを伝えている。祭りは人がつながり、家々がつながっていく。地域の結束が高まり、やがて安全な地域になっていく。人、地域を大切にす気持ちも高まる。新住民が多くなり、祭り(伝統行事)のスタイルが変わっていくことは仕方のないことであるが、当地は役員ばかりではなく組長たちも一緒に盛り上げてくれており、長く続けて欲しい。

Uターン家族にも参加してもらおうよう子どもクラブに依頼している。が、「仕事で精一杯」という声多々。自治会自体の存在が変わってきているので仕方ないと思っているが、伝統行事は神事だけでも続けていかなければならないと思う。神社があるおかげで郷土愛は高い地域だと思っている。若手の加入・活躍を希望する。

現在は総代が頑張って仕切っているが、70歳代がほとんど。60歳代前半が入ってくれて取りまとめをして欲しいがなかなか難しい。お祭りには遠路から帰ってくるし、地元の子供たちも参加するので郷土愛、結束力は他の地域よりも高いと思う。

大学生が居住している地域であることから、祭典にも参加するよう動いている。近年になって神輿に加わり、賑わってきた。寺社の行事（運営）に自治会連合会が入り込むことができず、衰退していくばかり。総代になってくれる若年層がないため一部の地域では組長が代行してくれているが、無理があるのは承知している。「奉賛金は出すが手伝えない」の声がほとんど。郷土愛が高まれば後継者も出るだろう。今後は学校でも郷土学習を重ねて欲しい。市役所・教育委員会にも力添えを頼む。伝統文化は深刻である。

子供が激減している。保護者の関心も低く、各団体役員になる後継が少ないため心配。子供は地域の財産である。進学や就職等で故郷を離れても心の中に郷土愛を持ち続けてもらい、いつかは帰ってきてもらえるよう、今後も子供や保護者たちへ伝えていきたいという気持ちを持つ高齢者が多く、頑張っしていきたい。

人口減で限界、自治会はいつまで存続できるか・・・という現況。盆踊りや出初式後の飲食、山菜（よもぎ）祭りなどを試みたが、断絶。少しでも故郷を知ってもらい、住み続けて欲しい気持ちはあるが、実際は厳しい。こんにやく祭りだけでも続けて、その折に当地を出ていった人たちを呼び寄せたいと思っている。

マンションが増えたが自治会に入らない家庭増。一戸建も会費は払うが役の引き受けをしてくれない。自治会等の組織を嫌う風習か。仕事が優先。生活様式の多様化。少子化も問題。現役員間では「古い寺社や地名が残り、歴史ある地域であることは皆知っている。しかし、どこに何があり、どのような歴史があるかを知る人は減っている。学校と連携し、保護者や子供たちに伝えたい」という声が多い。深刻な問題。

50年前には昔話や歴史を長老が教えてくれ今も忘れない。新住民もいるので伝えていきたいとは思っている。限界を感じている。

自治会連合会主催事業において歴史や文化を伝える機会を作っている。少子化に加えて保護者や子供たちに自由な時間が少なくなっている。仕事や塾などで精一杯なのか、自治会事業に参加しない。考え方も多様化しており、自治会とお祭り（神事系）は分けなければならない時がすぐ先に来ていると感じる。自治会にも入ってこない。今後が心配。

30年ほど前には古老（老人クラブ会員）が小学校に出席して歴史を伝えた。旧家の当主が母屋に子供たちを集めて講義をした。少子化。歴史や文化に興味がないために地域行事に参加しない。先頭に立つ人がいない。保護者に伝えなければ子供に伝わるはずがない。学校にお願いするのではなく地域住民間で学んで伝えなければますます衰退する。時代とともにすっかり変わってしまった。とっっても心配。

道路整備によって町が変わった。分譲地が多く、新住民が増加しているが、自治会行事やお祭りに参加しない。古くから住んでいる自治会役員や総代が頑張っっているが、新たな参加を模索している。役員になる人は継続していて良好であることが自慢。

各種事業に子供たちと保護者を参加してもらい、伝統文化や歴史を伝えるよう努力している。背景には、各種団体の役員活躍があり、後継も育てている。山に囲まれた当地域は、防災意識・連携意識が古くから高い。農業等を共同で助け合う「結」もあった。この意識が地域の連携、各団体の良好な運営を導いているのではないか。もともとの住民が新住民を指導する。新住民も加入してくれる。結束力が高いのが自慢。また、もともとの住民の意識改革も定着している（高齢者が意見を通すとまとまらない）。故郷を愛する住民が多く、長く伝統が継承されると思っている。周辺でも一番大きく一番結束力のある地域であると自慢できる。

歴史や文化、いわゆる故郷に興味を持ってくれる人がいない。積極的に伝えようとしなければ伝わらない。写真・映像などを集めて伝えることはできるだろうが心が伝わらなければ長く続かないと思っている。子供に伝えることが大切であるが、保護者へも伝えなければ子供の心には刻まれない。親に伝えたい。仕事に忙しい毎日なのだろうが何か方法はないものか。故郷を知って地域の未来が明るくなると思っている。

先輩住民が積極的に伝えていく必要があると思っている。学校とも連携していきたい。できる人がする＝誰か行動しなければ継承していかないと心配している。各種イベントの継続を望む。

お祭りに行くのが子どもの楽しみだった。テレビの普及、養蚕の低迷で村の姿は極端に変わってしまった。子どもを見ると珍しいくらい。寂しいものである。このままではさらに衰退してしまう。次の世代に戻ってきて欲しい。何とかしなきゃ。



身近にみられる歴史の積み重ね
ある防災機材置場は旧甲府上水の上に建ち、周囲の街区と異なる軸線をとっている。身近な要素等にも近世から現代に至る時間の重層性を見てとることができる。

1. 歴史文化の特徴の捉え方

本市は、古代から現代に至るまで長い時間の積み重ねのなかで地域を形成してきました。歴史文化を考えるにあたり、それぞれの時代を輪切りにし、時代ごとの著名な人物や出来事などに注目しがちですが、それだけではなく、同じ環境のなかで何気ない日常の積み重ねが現在まで脈々と積み重ねられてきたという意識も重要です(時間の重層性)。現在の市内各所の景観は、まさにそうした何気ない日常の積み重ねが反映されたものといえます。

また、平成18年(2006)の旧中道町(東八代郡)、旧上九一色村(西八代郡)の一部との合併を経て誕生した現在の甲府市は、都市、農村、山間部など、多様な地理的特徴をもった地域が含まれています。それぞれの地域がもつ歴史文化を大切にするとともに、本市全体を俯瞰したうえで各地域の空間的な関係性・特徴を考えることも大切です(空間の関係性)。

ここでは、「時間の重層性」と「空間の関係性」という2つの視点から市域における歴史文化の特徴を捉えていきます。こうした視点からの市域の理解は「甲府市らしさ」といえるものであり、市の魅力の根幹をなすものといえます。それは、次章以降で本計画が目指すべき方向性を考える前提になるだけでなく、本市が今後進むべき道を考えるうえでも基本となる視点になるでしょう。

2. 文化財のもつテーマ性に基づく整理

総合的把握のための調査で把握された文化財について、一定のテーマごとに理解することは、

地域の歴史文化の広がりや奥行きを考えるうえで有効なものだと考えられます。そこで、ここでは、第3章で整理した総合的把握の成果に基づき、市内所在の文化財に関連づくテーマを整理します。

その結果、図4-1のとおり、17のテーマが得られました。これら17のテーマいずれもが、本市の歴史文化を語る重要な要素であり、将来に受け継ぎたい「甲府らしさ」のひとつです。以下に、17のテーマの概要とそれ関連する文化財の例、受け継ぎたい特徴を示します。

①甲府盆地の湖水伝説

甲府盆地には、太古の昔、一帯は一面の湖であったとする「湖水伝説」が残っています。一帯の湖について、稲積地蔵が水を抜くことで肥沃な土地が現れるはずと神に相談し、蹴裂明神^{けさく}

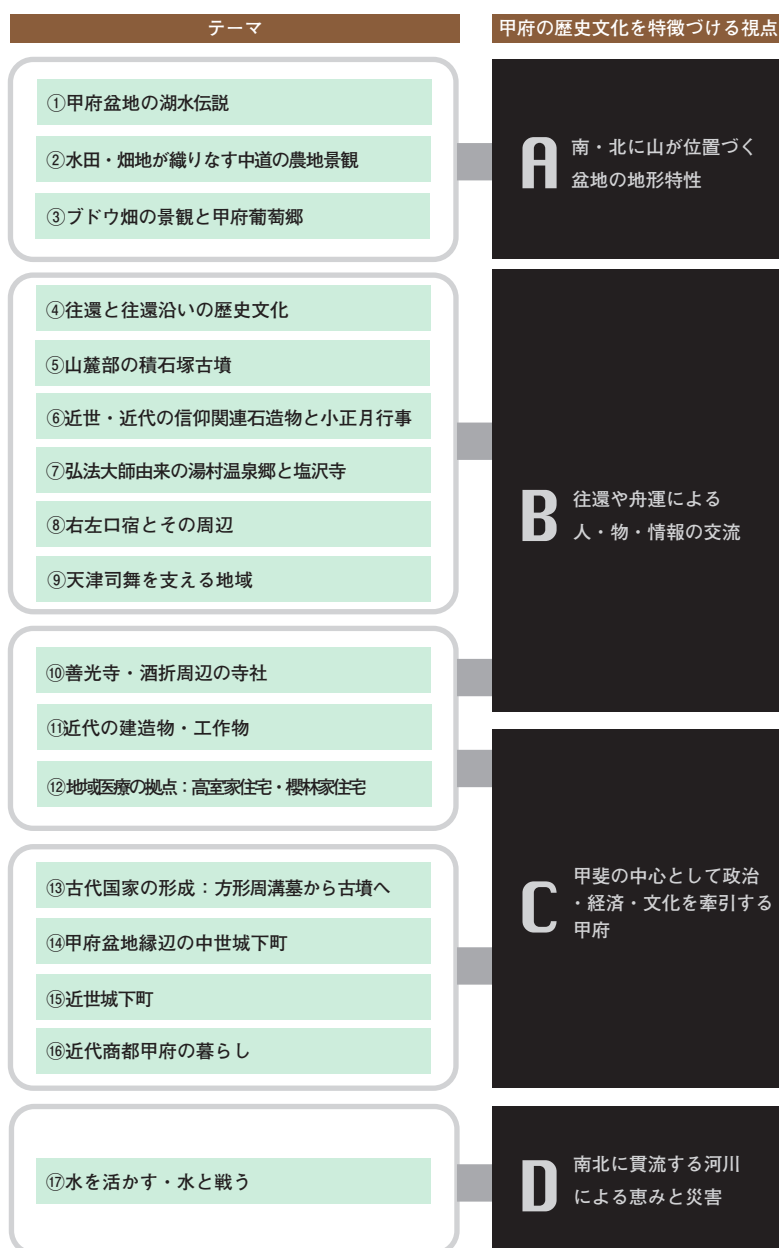


図4-1 文化財群にみるテーマ性（例）

が山の端を蹴破り、穴切明神が山を切り、穴を開けて、さらに瀬立不動が一条の水路を開いて、甲府盆地にあった水は現在の富士川へ流れ出たとされます。現在でも、市内にはこの伝説と結びつく寺社などが点在しています。

[関連する文化財 (例)]

穴切大神社／国母稻積地蔵尊／天津司舞／佐久神社 ほか

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

・水とともにある生活文化

②水田・畑地が織りなす中道の農地景観

市南部に位置する中道地区の曾根丘陵では農業が盛んです。谷部の水田ではコメが栽培され、丘陵上の畑地では戦後に始まった果樹やトウモロコシの栽培が盛んです。こうした地形を活かした農地利用が丘陵部の独特の景観を形成しており、果樹やトウモロコシは市の特産物にもなっています。

[関連する文化財 (例)]

水田・畑地が織りなす中道の農地景観／スイートコーン栽培技術 ほか

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

・地形を活かし、果樹と稲作が混在する景観
・セギを通じた谷地の水利システム

③ブドウ畑の景観と甲府葡萄郷

市街地北部の斜面地には近代以降ブドウ畑が形成されました。戦前には、「甲府葡萄郷」と称され、善光寺門前を中心に多くの観光ブドウ園が開園しました。市街地に隣接した立地を活かし、現在でも観光ブドウ園が営まれ、多くの人を惹きつけています。

[関連する文化財 (例)]

ブドウ畑が織りなす斜面地景観 (図4-2) / ワイナリー / こうぶえん / ブドウ栽培技術 ほか

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

・愛宕山以東に広がるブドウ畑の景観
・観光ブドウ園、ワイナリー等のブドウ栽培と関連する諸施設

④往還と往還沿いの歴史文化

市内には、東西・南北の両軸に様々な歴史的な往還が通っており、現在も主要な街道として機能しています。また、こうした往還筋では石造物などの文化財が多くみられ、現在まで受け継がれています。

[関連する文化財 (例)]

甲州道中 / 中道往還 / 御嶽道 / 道祖神 / 道標 ほか

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

・人・物の往来の中心としての甲府
・往還筋に点在する石造物等の文化財

⑤山麓部の積石塚古墳

市街地北部の山麓部には古墳時代後期～終末期の積石塚古墳が集中し、現在でも多くの遺構

が確認できます。こうした積石塚古墳築造の要因は、環境に求める説、朝鮮半島との関わりに求める説などがあり、定かではありませんが、山麓部の歴史を考えるうえで重要な要素です。

【関連する文化財】

横根・桜井積石塚古墳群 ほか

【受け継ぎたい「甲府らしさ」】

- ・全国的にも特異な形態の墳墓の集中
- ・盆地北部の斜面地利用の歴史の一端（石文化）

⑥近世・近代の信仰関連石造物と小正月行事

市内には、丸石道祖神や六地藏など信仰に関連する地域特有の石造物が自治会等の地縁組織を単位に継承されています。そして、小正月には、一部の地区ではどんど焼き等もおこなわれています（70～71頁参照）。

【関連する文化財（例）】

道祖神／六地藏／どんど焼き（道祖神祭り） ほか

【受け継ぎたい「甲府らしさ」】

- ・地区ごとに点在する多種多様な信仰関連の石造物群とそれに根ざした信仰行事

⑦弘法大師由来の湯村温泉郷と塩沢寺

湯村山の麓に位置する湯村温泉と塩沢寺は、大同3年（808）に弘法大師が開いたと伝えられ、その後もこの地は多くの人を迎え入れてきました。塩沢寺厄除地藏尊大祭（2月13日・14日）では、本尊「石造地藏菩薩座像」が24時間だけ耳を開き、善男善女の願いを聞き入れることで、厄難を逃れられるといわれ、毎年、県内外からの多くの参拝者で賑わいます。また、湯村温泉郷は本市を代表する温泉街となっており、近年は、温泉地整備の一環で加牟那塚古墳や万寿森古墳などいくつかの古墳も整備されています。

【関連する文化財（例）】

塩沢寺／湯村温泉源泉（杖の湯）／塩沢寺厄除地藏尊大祭／湯谷神社 ほか

【受け継ぎたい「甲府らしさ」】

- ・時代を超えて人々を迎え入れる地域の姿
- ・各時代の文化財が表す時間の積み重なり



図4-2 ブドウ畑が織りなす景観（市東部）



図4-3 善光寺

⑧右左口宿とその周辺

中道往還沿いにある右左口宿は、静岡方面から北上すると甲府盆地の玄関口に立地しており、駿河から甲斐を目指す際の重要な宿場でした。右左口付近には、富士山信仰とも関連する寺社が点在しており、修験仏教の拠点にもなっていました。

[関連する文化財（例）]

中道往還／旧右左口宿の集落景観／円楽寺／王子神社／道祖神 ほか

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

- ・往還沿いの町並み景観
- ・複数の寺社と富士山信仰・修験仏教の関わり

⑨天津司舞を支える地域

天津司神社に伝わる木造人形で田楽舞を演じる芸能として天津司舞があります。4月第1日曜日に天津司神社から隣町の鈴宮諏訪神社まで、ご神体である9体の人形が御神幸し、舞がおこなわれます。こうした2つの神社、御成道などを中心に、一帯では天津司舞を核とした文化的空間が形成されています。

[関連する文化財（例）]

天津司舞／天津司神社／鈴宮諏訪神社／御成道 ほか

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

- ・天津司舞という無形の側面に限らず、それを支える空間を含めた機能全体の継承

⑩善光寺・酒折周辺の寺社

市街地東部の善光寺・酒折一帯は、中・近世から寺社を中心に信仰関係の施設が集中するエリアでした。現在でも、多くの寺社があり、地域の信仰を集めています。

[関連する文化財（例）]

善光寺（図4-3）／東光寺／酒折宮／玉諸神社 ほか

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

- ・善光寺などの大規模寺院、また、古代と結びつく玉諸神社などを中心とした信仰空間

⑪近代の建造物・工作物

市街地には建築史的にも重要な近代の建造物・工作物が多数残り、現在でも官庁や民間施設、宗教施設として活用されています。また、近代に製瓦業が盛んであった甲運地区では、近代の瓦を使った家屋が現在でも確認できます。

[関連する文化財（例）]

カトリック甲府教会・天主堂／山梨大学赤レンガ館（図4-4）／甲府法人会館（旧甲府商工会議所）／山梨文化会館／遠光寺本堂 ほか

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

- ・歴史を反映した建造物等の象徴性

⑫地域医療の拠点：高室家住宅・櫻林家住宅

市街地南部の高室町周辺には、医業・製薬業を家業とした高室家・櫻林家などがあります。そのため、この地域には、これらの各家の生業を反映した近世・近代の民家建築を中心に、地域医療の拠点を示す文化財が現在も受け継がれています。

[関連する文化財 (例)]

高室家住宅／櫻林家住宅／櫻林武蔵大人命顕彰之碑 ほか

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

・近世の医業の姿を良好に特徴を伝える民家建築

⑬古代国家の形成：方形周溝墓から古墳へ

市南部の曾根丘陵には、弥生時代から古墳時代にかけて、多くの方形周溝墓・古墳が築造され、甲斐国における中心的な場所のひとつであったと考えられます。現在は、甲斐風土記の丘として多くの遺跡が整備・公開されるとともに、市民の憩いの場として賑わっています。

[関連する文化財 (例)]

銚子塚古墳附丸山塚古墳／大丸山古墳／記念碑（風土記の丘建設／地権者） ほか

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

・丘陵地一帯に集中する遺跡群
・市民の憩いの場としての甲斐風土記の丘

⑭甲府盆地縁辺の中世城下町

甲府盆地北部の縁辺において、武田氏館を中心に形成された中世城下町には、館跡の史跡指定地だけでなく、中世由来の寺院や当時の街路も継承されています。

[関連する文化財 (例)]

武田氏館跡／大泉寺／六方小路 ほか

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

・盆地縁辺の山際に形成された中世城下町
・武田氏館跡を中心とする地域の象徴性

⑮近世城下町

江戸時代には甲府城を中心に城内外の大改修がおこなわれ、甲府は甲州道中の一大拠点として賑わいました。現在でも甲府城跡だけでなく、地割や堀の一部が継承され、城下町の雰囲気随所に残しています。

[関連する文化財 (例)]

甲府城跡／甲府城二の堀跡／甲府上水（図4-5）／徽典館跡碑／甲州道中／甲府城下の旧町名 ほか



図4-4 山梨大学赤レンガ館



図4-5 甲府上水

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

- ・近世城下町由来の地割や街区構造
- ・近世城下町に由来し、現在も残る地名群

⑩近代商都甲府の暮らし

近代の甲府は、近世の地割を受け継ぎつつ、山梨における中心的な商都として発展してきました。現在でも山梨県における商業・行政の中心地として位置づいています。

[関連する文化財（例）]

山梨県庁舎別館（旧本館）及び県議会議事堂／中央線レンガ造ガード／山梨県議会発祥の地碑 ほか

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

- ・商業の中心としての空間的特性（通りなど）

⑪水を活かす・水と戦う

治水・利水両面に関する中世から現代にかけての多様な文化財は、水を利用し、時に水と戦ってきた甲府盆地の生活を現代に伝えています。

[関連する文化財（例）]

荒川ダム／水道道／セギ／遠光寺村信玄堤の痕跡 ほか

[受け継ぎたい「甲府らしさ」]

- ・治水における先人たちの知恵と努力
- ・セギ・上水を通じた利水による生活と農業

これらのテーマに紐付けられる文化財は、有形・無形、動産・不動産問わず多岐にわたり、テーマによっては特定の時代ではなく時間の積み重なりを捉えたものも含まれています。まさに本市の歴史文化の多様性と奥深さを反映しているものといえます。

そして、これらの個別的なテーマを結びつけ、より大きな文脈のなかで整理することで、本市の歴史文化を特徴づける以下の4つの視点が捉えられました。

- 南・北に山が位置づく盆地の地形特性
- 舟運・往還等を通じた人・物・情報の交流
- 甲斐の中心として政治・経済・文化を牽引する甲府
- 南北に貫流する河川による恵みと災害

これら A～D は本市の歴史文化を俯瞰的に捉えた視点であり、こうした4つの視点をもとに本市の歴史文化の特徴を考えていくこととします。

3. 甲府市の歴史文化の特徴

本市は甲府盆地の中央に位置し、どの時代も一貫して甲斐国を代表する地域であり、現在も山梨県の県庁所在地として発展を続けていることはいうまでもありません。

さて、「甲斐」という地名の語源を「交^かひ」に求める説があります。山梨県出身で、山梨県立博物館名誉館長（平成17年（2005）から平成18年（2018）まで館長）の平川南氏は、「ヤマト

タケル伝承にみられるように、酒折宮が東海道と東山道の結節点として描かれていることから、甲斐国は、行政上の「^か交い」を原義と理解すべき」と指摘しています（平川南（2008）「古代日本の交通と甲斐国」『山梨県立博物館調査・研究報告』2）。

これは諸説あるなかのひとつではありますが、甲府盆地全体やその中心に位置する本市における歴史・文化的特徴と重なるものとしても捉えることができます。それは、例えば、曾根丘陵等に位置する古代の古墳群（文化の伝播）、市内で交わる近世の往還（中道往還、甲州道中、御嶽道など）（人・物資の往来）、さらには、甲府盆地を流れる諸河川の交わりも地域の生活に様々な影響を及ぼしてきました。「^か交ひ」の読み解きは、本市における時間の積み重なり（重層性）を感じさせます。

市域の歴史的な位置づけを考えると、甲斐国の語源に対する平川説と重なる部分が多く、それぞれの時代において、人・物・情報の交流・集積・発信拠点として機能してきたと理解することができます。そこで、こうしたことを前提に、本市の歴史文化の特徴を前掲の4つの観点で整理していきましょう。

A 南・北に山が位置づく盆地の地形特性

甲府に人・物・情報が集まった背景には、立地や地形等の自然条件があります。つまり、第2章でも示したように甲府盆地の中央に位置し、南北を山に隔てられてきました。こうした起伏に富んだ地形は市内に大きな標高差を生み出し、多様な自然環境とそれを反映した歴史文化の形成につながっています。さらに、北部山地からの河川は市域を縦貫し、笛吹川、富士川へと至ります。富士川の水は静岡県を経て、太平洋に注ぎ込みます。

このような地形等の自然条件のう
えに、舟運等による人・物資の輸送
や食文化の形成、北部山地を背にした中世・近世城下町の形成、盆地内の平野部と南北の山村部それぞれの生活文化、さらには、稲作や果樹栽培等の農業に代表される地形を活かした生業などが成り立ってきたと考えることができます。

また、甲府盆地には、盆地内はかつて一面の湖であったという「湖水伝説」が現在も伝わっています。伝説は現在の盆地の地形特性とも不可分のものであると考えことができ、市内にはこの伝説に関連する寺社などが点在しています。

B 舟運・往還等を通じた人・物・情報の交流

市北部の山地から富士川へと至る

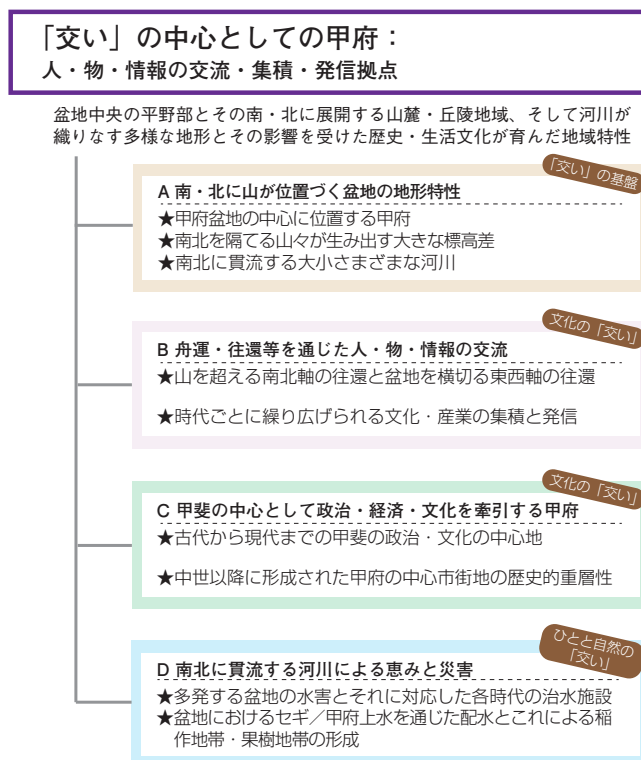


図4-6 甲府市における歴史文化の特徴

河川は、近代の鉄道開通以前から、甲府盆地に多くの物資をもたらしました。いわゆる「富士川舟運」であり、東海道沿いに人・物が行き交っていた太平洋側からの重要な物流の大動脈として機能しました。甲府城下町遺跡でも、明治時代にさかのぼる船着場に関する木製遺構が発見されており、甲府城下への物資の運搬に舟運が大きな役目を担っていたことが発掘調査からも明らかとなっています。

また、南北、東西それぞれの方向に、歴史的な往還が形成され、それらは甲府市街地で集合し、各地に離散しています。例えば、市街地から南に向けては甲斐（甲府）と駿河（吉原）を結ぶ中道往還が延び、甲府盆地の入口には右左口宿が形成されました（図4-8）。また、北に向けては御岳信仰における主要なルートである御岳道の複数の筋が延びています。また、東西方向には五街道のひとつである甲州道中が本市を横断するように通っています。これら以外にも複数の往還筋が市内には存在しており、河川同様にこうした往還も重要なインフラとなってきました。そして、こうしたルートは現在でも地域の生活を支える基盤となっています。

こうした舟運や往還を通じて、古代から現代まで、それぞれの時代で人・物・情報の交流がおこなわれ、甲府は政治・産業・文化の中心として成長してきました。例えば、古代に甲府盆地南部の曾根丘陵に多くの前方後円墳が築造されましたが、これは畿内の影響が考えられます。また、近世・近代から多くの商店などが並び、栄える中心市街地（柳町宿周辺）は、甲州道中の宿場町で、多くの往還が結集した場所でした。

さらに、こうしたインフラは食文化にも大きな影響を及ぼしました。海に面していない山梨

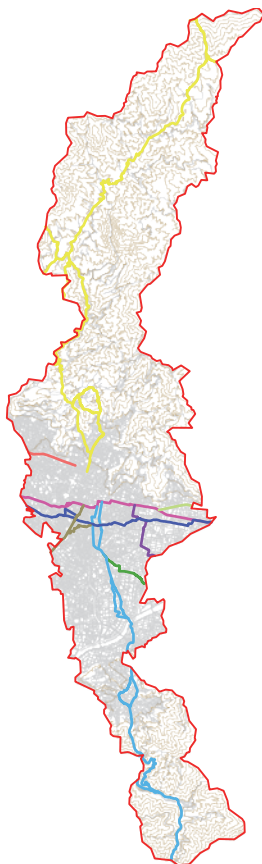


図4-7 歴史的往還の分布

- 中道往還
- 甲州道中
- 青梅街道
- 鎌倉道
- 御嶽道
- 御幸道
- 穂坂路
- 若彦路
- 西郡路

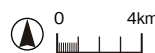


図4-8 中道往還沿いの右左口宿の町並み



図4-9 近世甲府城下の塗籠土蔵造町屋を受け継ぐ石川家住宅（県有形）（甲州道中沿い）

県においては、富士川舟運や中道往還は海産物をもたらす流通路でもありました。例えば、中道往還を通じて甲府に運ばれたアワビの醤油漬けが山梨県の名産品となっている「煮貝」（図4-10）です。また、近世に県内に広まったすし・マグロ文化の影響で、山梨県は、現在でもマグロの消費額が全国4位、すし（外食）の消費額が全国7位となっています（いずれも令和元年家計調査における都道府県庁所在地を対象にしたデータ）。さらに、甲府城下には現在でも「魚町」の名前も残っています。

C 甲斐の中心として政治・経済・文化を牽引する甲府

本市は、弥生時代～古墳時代には中道地区の曾根丘陵を中心に方形周溝墓や古墳（特に前後円墳）が多数造られました。こうした古墳群等は、日本の政治の中心地であった畿内の政治的な影響を読み取ることができるものであり、このエリアが甲斐国における政治の中心であったと考えることができます。

16世紀には武田支配の時代になり、市中心部の古府中に築かれた武田氏館（躑躅が崎館）を中心に、甲斐国の統治がおこなわれました。この頃は現在の甲府駅北側にあたる山の手が政治文化の中心でした。

武田氏滅亡後、江戸時代になると、5代将軍徳川綱吉の側用人であった柳沢吉保とその子である吉里を除けば、徳川一族を領主とした統治がおこなわれ、現在の甲府駅南側を中心とするエリア（中心市街地）が、甲府城を中心とする城下町として整備されました（享保9年（1723）に幕府直轄領化）。このエリアは、近代以降も県内の政治・経済・文化を牽引する地域として発展を遂げ、現在でも多くの飲食店・商店が軒を連ねるほか、山梨県庁（図4-11）、甲府市役所、裁判所、警察署等の官公庁、日本銀行甲府支店を筆頭に様々な金融機関等が立地し、近代の建築物も多く残されています。

このように、本市は古代から現代に至るまで甲斐国の中心として政治・経済・文化を支えており、また、そうした時代の積み重ねを反映するように、多様な文化財が継承されています。

D 南北に貫流する河川による恵みと災害

本市は盆地地形に由来する様々な恵みを受け一方で、河川氾濫など様々な水害も受けてきました。実際に、度重なる水害の結果として、標高の低い市街地南部の地区では、他の地域と比較して道祖神などの生活文化に根ざした文化財が少なくなっていますし、市内では水神などの石造物もみられます。こうした水害に対応するため、市街地でも帯状の微高地として続く信



図4-10 内陸部に位置する甲斐国が生んだ特産品「煮貝」



図4-11 昭和初期に建てられた県議会議事堂(県有形)

玄堤の痕跡などが確認できるほか、河川のあいだには背割堤が残されるなど、時代ごとに治水のための様々な事業が重ねられてきました。戦後では、昭和59年（1984）に市北部の御岳昇仙峡の近隣に荒川ダムが造られ、市街地の洪水抑制に大きく貢献しています。

他方、利水事業も甲府盆地における生活で欠かせないことでした。甲府城下一帯は井戸の水も白く濁っていたことから、江戸時代の早い時期に河川から水道が引かれました。いわゆる「甲府上水」です（図4-12）。こうして引かれた水は、大正2年（1913）に近代的な上水道が完成・給水開始までのあいだ、飲料水としてはもちろん、農業用水としても利用されました。また、甲府盆地には「セギ」と呼ばれる人工的な水路があり、河川から取水した水が水田等に引き込まれ、農業用水として活かされています。このように、甲府では、水と対峙し、制し、活かしながら、人々が生活を続けており、現代でも水害と無縁でないことを意識した生活が求められています。

以上のように市域における歴史文化は、甲府盆地の中央という立地的、地形的な特性のなかで形成されてきたものとして理解することができ、「武田信玄」に代表される典型的なイメージだけではない多様な地域の特徴をもっていることに目を配っていく必要があるとともに、自然と歴史の関わりを意識していくことが大切です。



図4-12 荒川から城下町への取水経路（甲府上水）

[コラム] 甲府市のシンボル（木・花・鳥）

本市では市のシンボルとして木・花・鳥が定められています。これらは、市の自然・歴史文化の特徴と市が目指すべき姿を念頭に定められたものであり、今後も大切にしていきたいことが期待されます。

(1) 甲府市の木「カシ」(昭和46年8月指定)

カシは、ブナ科の常緑高木で甲府に数多く自生しています。材質はとても堅く、樹形は天に向かい雄大に伸びます。空に向かって伸びる樹形は市の将来を象徴するのにふさわしいと選ばれました。



図4-13 甲府市の木「カシ」

(2) 甲府市の花「ナデシコ」(昭和37年1月指定)

ナデシコは世界に広く分布し、とても育てやすい花です。甲府の暑さや寒さにも耐えて咲くたくましさ、美しさは甲府を象徴するのにふさわしいと選ばれました。



図4-14 甲府市の花「ナデシコ」

(3) 甲府市の鳥「カワセミ」(昭和59年8月指定)

カワセミは川の土手や水辺にすむ留鳥（死ぬまでうまれた土地を離れない野鳥）で、背羽根の美しさから「飛ぶ宝石」とも言われます。「宝石の街・甲府」に1番ふさわしいと選ばれました。

昭和61年（1986）に市天然記念物にも指定されています。

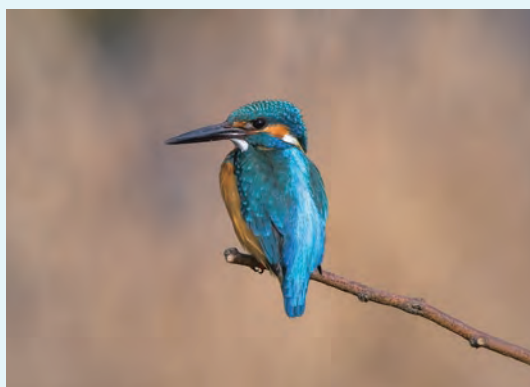


図4-15 甲府市の鳥「カワセミ」(市天然記念物)



第2部

甲府市

文化財保存・活用

ビジュウ





東海道と東山道の結節点として描かれている酒折宮
ヤマトタケル伝承では酒折宮が東海道と東山道の結節点として描かれることなどから、甲斐の語源を行政上の「交い」に求める説もある。

1. 計画の将来像

本市の自然、歴史等の特徴（第2～4章参照）と各種計画を通じて市が目指している方向性を踏まえて、本計画が描く将来像を次のように定めます。

今昔の「^か交ひ」が紡ぎ出す 歴史文化継承のまち 甲府

「^か交ひ」が生み出す歴史文化の継承、そして「^か交ひ」の歴史が生み出す新たな「^か交い」。それが文化財の保存と活用の好循環を生み出す原動力であり、人・まち・自然が共生する未来創造都市の基盤である。

第4章で示したように、「甲斐」という地名の語源を「^か交ひ」に求める説があります。こうした甲斐国（甲府盆地）に対する理解は、本市の歴史文化の特徴とも重なり、時間の積み重なり（重層性）を感じさせます。また、本市が観光立市として交流人口も重視した地域づくりを進めていくにあたって、こうした地域の見方は未来に向けた大きな指針ともなるものであり、歴史文化に根ざした地域創造の基盤としても位置づけられます。

そこで、本市は、いつの時代も変わらぬ「^か交い」を基点に、文化財の保存と活用の好循環を創出することで歴史文化を育み、それを基盤とした創造的な地域づくりに結実させていくことを目指します。また、こうした時間の積み重なり、市街地から農山村までを包含する地理的な多様性や文化多様性などを反映した様々な文化財を保存するとともに、その適切な活用を通じ

て、地域の固有性を大切にしまちづくり、また、それを活かした交流人口の拡大等にもつなげていきます。

2. 長期的なビジョン

本計画の将来像を踏まえ、今後の本市における文化財の保存・活用は、「^か交い」が生み出す歴史文化（文化財）」を把握、保存、活用する取組みを循環させていくことが求められます。

「歴史文化（文化財）を知る」（把握）は、歴史文化（文化財）を調査研究し、文化財の把握を進めることであり、「^か交ひ」が育んだ甲府の歴史文化への理解を深めることでもあります。

また、「地域で共有し、受け継ぐ」（保存）は、文化財を世代を超えて受け継ぐ（世代間の「^か交い」）ことであり、保存に対する意識醸成を通じて地域内の交流（「^か交い」）を深めることを目指すものです。

「地域社会における「資源」として活かす」（活用）は、文化財の活用を通じて地域内外の交流（「^か交い」）を促進するものであり、交流人口の拡大や文化多様性の理解などに資するものです。

この3つの段階(図5-1)を念頭に、本市における文化財の保存・活用における長期的なビジョンとして求められる視点を以下のとおり定めます。

1 中・長期的な観点に立っての計画的な事業実施

事業の幅が広がりつつある文化財保護行政について、長期的な視点をもって、庁内他部局や所有者、市民との連携のうえに、それらを計画的に推進していくことを目指します。また、実施時には行政だけでなく、所有者・市民とのコミュニケーションを図り、必要な参加を得ることで、地域づくりにも資する取組みを目指します。

特に、武田氏館跡整備事業（国史跡）は長期にわたる事業であり、事業目的や整備後の保存・活用方法・体制、事業効果などを意識したうえで適切に推進します。

2 調査研究の確実な推進とともにある成果のわかりやすい発信

文化財に関する調査研究の推進は保存・活用の基礎として極めて重要であり、着実に実施していくことが求められます。あわせて、その成果は公開事業・普及事業等を通じて市民に発信していくことで、地域への愛着、さらには文化財の保存・活用意識の醸成につなげていくことが必要です。調査研究とその発信が一体にあることを意識した文化財の保存・活用事業を進めます。

3 文化財の指定等及び未指定文化財の保存・活用の推進

法・条例に基づく文化財の指定等は保存のための有効な施策であり、調査研究の進展に応じて指定等の物件を増やし、確実な保護を推進します。他方、未指定文化財についても地域で守り、受け継ぐ機運を醸成するための認定制度等を創設・運営することで、新しいかたちでの文化財

の保存・活用を目指します。

4 多様な関係者の参加を通じた文化財を活かすしかけづくり

文化財の活用は、行政、さらには市文化財担当部局だけでおこなうものではありません。誰もが参加可能な取組みです。文化財担当部局が抱え込むのではなく、多様な関係者との連携・分担のなかで、文化財の活用が図られていくしかけづくりと体制構築を推進します。そうしたなかで、甲府らしい文化財の活かし方を確立し、展開します。

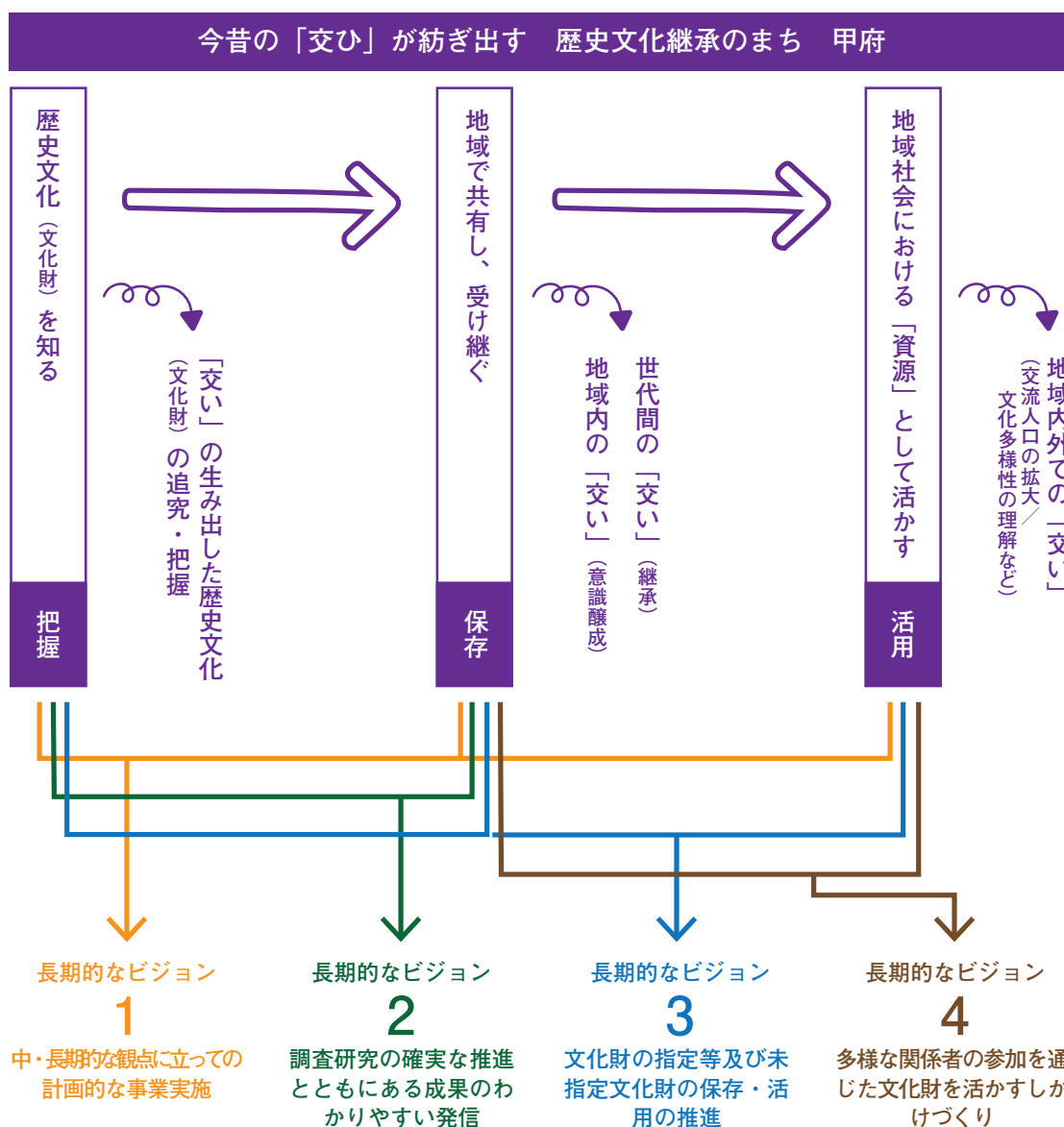


図5-1 将来像を踏まえた長期的なビジョン





多くの観光客を迎える武田神社エリア
武田氏館跡、武田神社等を擁するエリアは、甲府駅にも近く、多くの観光客で賑わう。より俯瞰的に、より深く、地域を堪能できるしかけづくりが求められている。

1. 文化財の保存・活用の捉え方

文化財の保存・活用は、文化的な多様性を尊重した魅力的で持続可能な地域社会の構築に貢献するものです。したがって、一言で保存・活用といっても、その取組みは、有形・無形の文化財の価値に関する調査研究といった基礎的なことから、まちづくりと結びつく取組みに至るまで極めて多岐にわたります。

今後の本市における文化財の保存・活用を考えるにあたり、本計画では、全体の枠組みを図6-1に示す4つの観点から捉えることにします。

つまり、文化財保護行政の基軸でもある「文化財の保存」(①)を核とし、そこから、関係する領域や関係者を広げ、「文化財を活かすしかけづくり」(②)、「文化財を活かしたまちづくり」(③)という視点を設定します。さらに、これらすべての取組みに関連する事項として、「ひと・組織のつながり」(④)を位置づけます。

第1次計画におけるこれら4つの項目は、第5章で示した長期的なビジョンと図6-2のように関連しています。

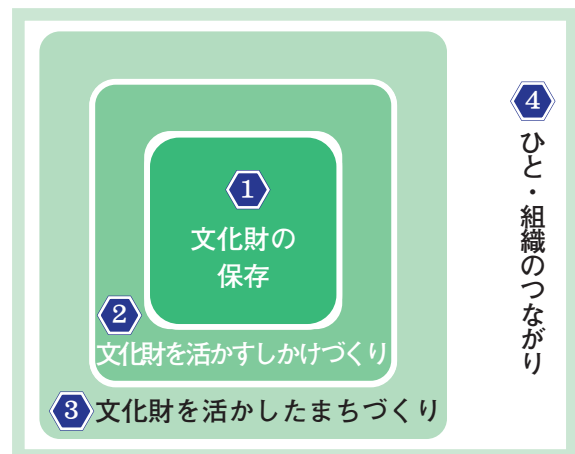


図6-1 本計画における保存・活用の枠組み

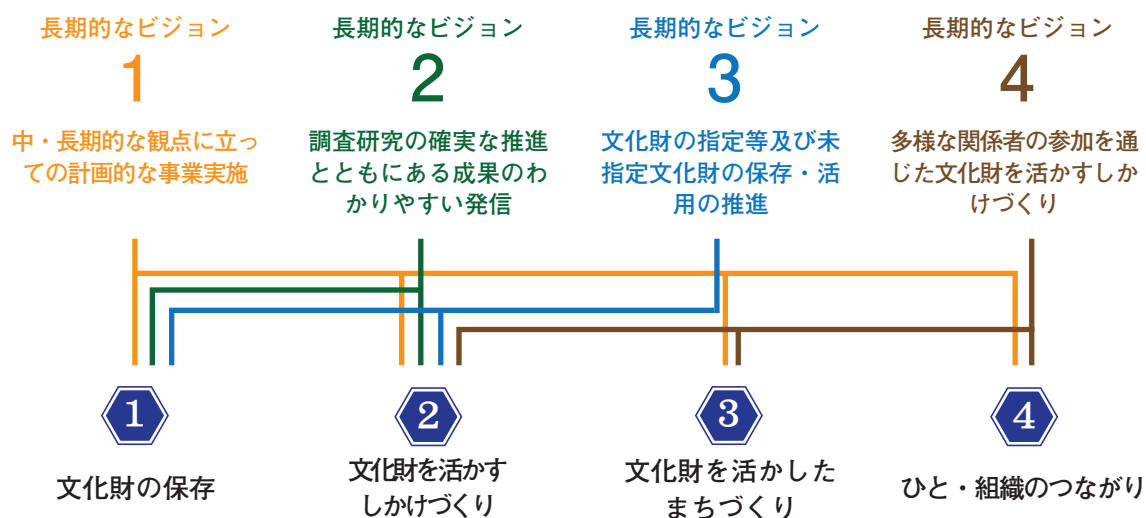


図6-2 長期的なビジョンとの対応

つまり、長期的なビジョン1（中・長期的な観点に立つての計画的な事業実施）は、保存から活用に至るすべての取組み（①～③）、また、それを推進する体制（④）のすべてにおいてその意識をもつことで実現可能なものといえます。

また、長期的なビジョン2（調査研究の確実な推進とともにある成果のわかりやすい発信）は、調査から保存に至るプロセス（①）、また、文化財の活用段階（②）のそれぞれを通じて実現可能なものです。

長期的なビジョン3（文化財の指定と及び未指定文化財の保存・活用の推進）は、文化財保存のための取組み（①）においてはもちろんですが、特に際限なく広がる未指定文化財については、いかに活かすかという視点・アプローチ（②）も重要になってきます。

そして、長期的なビジョン4（多様な関係者の参加を通じた文化財を活かすしかけづくり）は、推進する体制（④）、文化財を活かしたまちづくりの実現（③）と特に結びついたものとなっていますが、その結果は、保存（①）・活用（②）に資するものであり、①～④すべてに関連するものといえます。

こうしたことから、①～④という4つの観点を前提に本計画を構成することで、長期的なビジョンの実現につながる取組みを推進していきます。

2. 文化財の保存・活用に関する現状と課題

本市における文化財の保存・活用の課題としては以下が指摘できます（表6-1参照）。そして、こうした課題を解決し、人・物・情報の「^か交い」を創出することを通じて、文化財の保存と活用の好循環を生み出すとともに、それによって、文化財の活用にかかる取組みが地域の歴史文化を感じる創造的で魅力的なまちづくりの充実に資することを目指します。

① 文化財の保存

本項を構成する主たる視点には、①文化財の価値に関する調査研究や記録作成、②指定等文化財の修理・整備、③未指定文化財の把握と保存の推進の3点が含まれます。

①文化財の価値に関する調査研究や記録作成

本市ではこれまでも埋蔵文化財を中心に様々な文化財調査を実施してきました（第3章2、3参照）。一方で、こうした調査では地域の魅力を深めることに繋がる様々な成果が得られてきたにもかかわらず、それが市民目線で十分に発信されてきたとはいえませんでした。結果的に、本市の文化財保護行政が地域づくりに果たしてきた役割も決して高くなかったといえます。今後は調査成果の効果的な発信も含め、地域における活用を念頭においた調査を推進し、保存と活用の好循環を創出することが期待されています。

また、これまでの発掘調査（埋蔵文化財行政）に軸足をおいた文化財保護行政を拡充し、例えば、社会変化の中で衰退しつつある無形民俗文化財の映像記録の作成等にも注力することで、活力ある地域文化の創出、地域アイデンティティの向上にも資する取組みを目指していくことが求められています。

②指定等文化財の修理・整備

武田氏館跡（国史跡）、高室家住宅（国重文）など、これまでも多くの指定等文化財の修理・整備事業が実施されてきました。しかし、「修理・整備自体の意義を発信し、文化財の持つ歴史性や地域の特性を伝える」という視点が十分に反映されず、地域総がかりの文化財修理・整備になっていないのが現状です。保存と活用の好循環が求められるなかで、今後は行政、所有者、地域住民、事業者等が連携し、文化財保存の地域づくりへの展開という視点をもって修理・整備を展開していくことが求められます。

また、自然災害等も多発する現代社会において、文化財防災を地域の防災活動の一部として捉え、平時から備えることも重要であり、指定等文化財を中心に対応が急がれる課題でもあります。こうしたことを総合的に捉えるためには、地域防災計画等における文化財対応に関する計画を強化し、具体的措置として実質化することや、個別の文化財ごとの保存活用計画などの策定も必要です。

③未指定文化財の把握と保存

これまで保存・活用の取組みが継続的になされてきた指定等文化財の一方で、未指定の文化財については未だその価値が認識されず、埋もれたものも多数あります。これらの保存・活用を通じて、地縁組織などに根ざした文化財保護の推進、地域アイデンティティの醸成につながる取組みを展開することは持続可能な社会の形成にとっても大切です。

そのため、今回の計画作成にあたり市内の未指定文化財の悉皆調査を実施しましたが、有形文化財（美術工芸品）、無形民俗文化財など十分に把握できていない分野もあり（表3-8参照）、これらについては、今後、継続的に調査を進め、文化財リスト（附録2参照）の更新を実施していく必要があります。

また、未指定文化財は、指定文化財と同様に市内の各地域の生活文化の遷りかわりなどを現在に伝える重要な要素です。市域に広がる多様な歴史文化を地域づくりに活かすため、未指定

表 6-1 甲府市における文化財の保存・活用の課題と保存・活用に向けた基本方針

将来像	課 題		
<p>1 文化財保存の推進</p>	<p>調査研究 多様な文化財の調査や記録作成を通じて、保護推進及び市民への成果の発信を図ることが求められている。</p> <p>修理・整備 文化財の保存・活用のための取組み（修理・整備等）について、事業が地域に果たす役割、地域づくりとのつながりなどを意識したまちづくりとしての取組みへと展開することが求められている。</p> <p>未指定文化財 地域の歴史文化を示す未指定文化財の保存・活用を通じて、地縁組織などに根ざした文化財保存・活用の推進、地域アイデンティティの醸成につながる取組みに展開することが求められている。</p>	<p>埋蔵文化財などの継続的な調査及び成果発信を通じて、市民の保護意識向上につなげることが求められている。</p> <p>指定・未指定問わず、さまざまな無形の文化（民俗文化財）が失われつつあり、それらを映像等で記録し、継承することが求められている。</p> <p>指定文化財等の保存・活用を着実に推進するなかで、そこへの住民参加の機会を拡大するとともに、地域づくりを前提とした多様な取組みを展開することが求められている。</p> <p>地域の総合的な防災体制の拡充が社会的要請となるなかで、文化財についても防災・減災の取組みを推進し、地域防災の一部に包含されていくことが求められている。</p> <p>市内に所在する多様な未指定文化財について、その所在把握のための取組みを継続的に実施するとともに、積極的な保存・活用の実施が求められている。</p> <p>地域遺産としての認定制度の導入等を通じて、市内に所在する多様な文化財とその背後にあるストーリー性を市民で共有し、市民主体で地域づくりに活かしていくことが求められている。</p>	<p>地域全体の魅力向上につながることを意識した文化財の着実な調査・保存の推進</p> 
<p>2 文化財を活かすしかけづくり</p>	<p>市民参加 市民が保存・活用に参加できる環境をつくり、取組みを通じて、地域を知り、楽しむしかけを導入することが求められている。</p> <p>ストーリーの活用 地域ストーリーを語る要素として文化財をつなぎ直すことで、武田氏を中心としたステレオタイプな甲府の歴史文化像を越えて、多様な歴史文化を発信し、多角的に伝えていくことが求められている。</p> <p>産業振興 市の基幹産業・伝統産業について、なぜそれが甲府で盛んなのかを発信することで、歴史文化を付加価値とした産業振興の展開が求められている。</p>	<p>市民が参加可能な文化財の保存・活用の取組みを複数展開し、その参加を通じて甲府市の文化財の「応援団」を広げていくための取組みを充実させるとともに、また、文化財保護は行政がおこなうものという発想からの脱却が求められている。</p> <p>魅力ある歴史文化のストーリーを複数設定し、それに基づくコンテンツ・ツールを体系的に整備・展開することで、「見る」に限らず「五感」で体感できる環境の構築が求められている。</p> <p>地域の諸産業の背景にある歴史文化を積極的に発信することで、産業に対する付加価値の形成（ブランディング）、競争力の向上、さらには地域の誇り・活力の創出につなげることが求められている。</p>	<p>文化財を伝える・知る・楽しむ持続可能なしかけづくりを推進</p> 
<p>3 文化財を活かしたまちづくり</p>	<p>まちづくり 市域における多様な歴史文化の積み重なりを、まちづくり（都市・農村計画・景観計画等）や行政施策の規範として位置づけ、時間の重層性を意識した施策が求められている。</p> <p>防災 地形的特性により水害等の多い本市において、過去の水害と治水・利水の歴史を参照し、防災意識・対策につなげていくことが求められている。</p>	<p>都市・農村計画、景観形成、さらには開発行為等において、甲府の歴史文化を意識した施策が求められている。</p> <p>街区構造や地名・町名など、地域の時間の積み重なりを反映した様々な特徴を地域の魅力として残すことが求められている。</p> <p>水害・治水、利水とともに歩んできた甲府において、そうした歴史に根ざした防災教育等を推進していくことは、防災・減災意識の観点のみならず、地域アイデンティティとしても求められている。</p>	<p>地域の「羅針盤」として歴史文化を認識</p> 
<p>4 ひと・組織のつながり</p>	<p>参加・つながりの醸成 市内には多様な文化財が分布し、特に祭礼や石造物等については地域主体の保存（継承）や活用に向けた体制の充実が求められている。いずれの文化財についても、平時・有事を問わず、所有者に限らない多様な関係者の参画による体制の構築が求められている。</p>	<p>歴史文化に根ざしたまちづくりの推進に向けた庁内連携体制の構築が求められている。</p> <p>地域・所有者のつながりや体制づくりをきっかけに、市民を主体とした文化財の保存・活用体制の充実が求められる。また、こうしたことを契機に、将来的には文化財保存・活用推進団体等の地域の基盤づくりへとつなげていくことも求められている。</p> <p>有事に際して迅速な対応ができるよう、平時から、山梨県や山梨県建築士会とも連携したネットワーク構築及び災害時の対応手順・役割分担等の共有が求められている。</p>	<p>文化財に関わる多様なひと・組織をつなぐ</p> 

今昔の「交ひ」が紡ぎ出す 歴史文化継承のまち 甲府

方 針

①調査事業の推進と地域社会との接点の拡大	<ul style="list-style-type: none"> (i) 開発等に伴う埋蔵文化財調査と成果の社会還元（公開事業等の強化）を図る。 (ii) 市内各所の無形の文化の継承や記録作成に努めるとともに、その多様性を市民で共有する。
②地域づくりにも資する文化財修理事業・整備事業の戦略的な推進	<ul style="list-style-type: none"> (i) 多様な文化財の修理事業・整備事業における市民参加を推進するとともに、文化財整備等をきっかけとした地域づくりを推進する。 (ii) 修理事業・整備事業の実施にあたっては、事業実施後の効果を多面的に想定できる取組み体制の確立に努める。 (iii) 地域を主体とした総合的な文化財防災体制の構築及びその充実に努める。
③未指定文化財の継続的な把握を通じた地域アイデンティティの形成	<ul style="list-style-type: none"> (i) 未把握の未指定文化財について調査を継続的に実施し、文化財リストに追加するなど、随時更新を図る。 (ii) (仮称)「甲府遺産」の創設・運用を通じて、認知度を高める。また、認定提案や認定後の地域の取組みを積極的に支援する。
①身近な文化財に対して多くの人々が目を向け、その保存・活用に関心をもてるしかけづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (i) 市民、交流人口それぞれに対して、文化財や関連文化財群を周知共有するための事業、またそのための方策のひとつとしての(仮称)「甲府遺産」を活かした様々な取組みを推進する。
②個別の文化財や文化財保存活用区域のもつストーリーを知る／楽しむためのしかけづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (i) 文化財に対する市民意識や観光客等のニーズの分析などを通じて、戦略的かつ訴求力の高い文化財活用を推進する。 (ii) サインボード等の位置、デザイン、内容等の見直しを通じた統一感ある発信体制を確立する。 (iii) まちあるきの戦略的な推進を図り、地域の回遊性向上などにつなげる(まちあるきマップのシリーズ化、配布コーナーの設置、健康都市宣言等の関連施策との連携)。 (iv) 学校教育等との連携を通じた地域の歴史文化に関する学習の充実を図ることで、地域に愛着をもった未来世代を育てる。
③伝統工芸・農林業等とつながる歴史文化の発信強化とそれを通じた付加価値の形成	<ul style="list-style-type: none"> (i) 地域の歴史・文化に根ざして発展してきた市の基幹産業(宝飾・研磨産業等)について、産業の背景となる歴史文化の発信等を通じたブランディングを図る。 (ii) 市域の農業(景観)の多様性や風土に根ざした魅力等の発信を通じて、農産物の振興を図る。
①地域の歴史文化を意識した都市・農村計画や地域形成を推進	<ul style="list-style-type: none"> (i) 歴史や文化財を活かした創造的な都市・農村(景観)の形成に努める(歴史的往還や街区等の継承)。 (ii) 街区構造や地名・町名など、地域の成り立ち、時間の重層性を示す要素について、その価値の理解を広げ、継承意識を醸成するとともに、積極的な活用を図る。
②水害・治水・利水の歴史や関連する文化財をまちづくりや防災の知恵として活用	<ul style="list-style-type: none"> (i) 文化財、関連文化財の分布をハザードマップや防災関連計画等の策定に活用する。 (ii) 水害や治水の歴史や関連する文化財をもとに、市民への防災知識の共有を推進する。 (iii) 「セギ」等は現在も使われ、地域の生活・生業を支えてきた文化財であり、その価値を市民で共有する。
①歴史文化を活かしたまちづくりを目指し、部局間の連携と歴史文化に根ざした施策を推進	<ul style="list-style-type: none"> (i) 本計画を基本とし、庁内における計画・施策等の連携体制強化を図る。
②文化財の保存・活用の担い手となる地域の体制を拡充し、文化財所有者等も含めた地域のネットワーク構築を推進	<ul style="list-style-type: none"> (i) 文化財所有者や無形民俗文化財の担い手である地縁組織等とのコミュニケーションを強化し、文化財を取り巻く状況・課題等について、継続的な把握を実施する。 (ii) 保存・活用体制に資するため、(仮称)甲府版ヘリテージマネージャー認定制度を創設し、初心者から専門家まで楽しみながら文化財マネジメントに対する知識や技術を身につけられる体制づくりを進める。
③災害時における未指定を含む文化財保護体制の構築のため、山梨県が主導する文化財防災ネットワークや関連組織・団体等との連携を推進	<ul style="list-style-type: none"> (i) 文化財防災ネットワークとの連携体制を確立する。 (ii) 地震災害に際しての被災建築物応急危険度判定における文化財リストへの配慮フローの策定等、山梨県建築士会等との連携した取組みを推進する。

【コラム】 甲府市における文化財の保存・活用の取組み

(1) 文化財の大規模修理・整備事業及び策定済の保存活用計画

市内の指定等文化財について、これまでに実施された大規模修理・整備事業を表6-2に整理します。

建造物修理については、市内に所在する国指定重要文化財の多くが寺社建造物であることから、その修理事業が多数を占めていました。しかし、近年は旧睦沢学校校舎（甲府駅北口に移築）、高室家住宅、旧堀田古城園の修理事業のように対象とする建物の幅が広がりつつあり、活用を前提とした修理事業が進んでいます。

しかし、文化財の適切な保存・活用を図るための保存活用計画の策定等は十分とはいええず、今後は修理等の事業実施に加え、個別の文化財に対する保存活用計画を策定し、関係者の意識共有・合意形成を図っていくことが望まれます。また、保存活用計画については国への認定申請をおこなうことで、現状変更等の円滑な実施及び手続きの簡略化等につなげていくことも期待されます。

表6-2 これまでに実施された指定等文化財の大規模修理・整備事業

文化財	事業内容	期間	実施主体
有形文化財（美術工芸品）			
木造聖徳太子立像（国重文）	仏像修理	2007	仁勝寺
絹本着色釈迦三尊十八羅漢図（国重文）	絵画修理	2012～2014	一蓮寺
木造刀八毘沙門天及び勝軍地藏坐像（県有形）	仏像修理	2014	円光院
円光院木造厨子入刀八毘沙門天像・勝軍地藏像（市有形）	仏像修理	2014～2015	円光院
木造薬師神将像（県有形）	仏像修理	2016～2021	東光寺
木造源実朝坐像（市有形）	仏像修理	2019	善光寺
木造釈迦如来坐像（県有形）	仏像修理	2020	安国寺
木造源頼朝坐像（県有形）	仏像修理	2020	善光寺
絹本着色善光寺如来絵伝（県有形）	絵画修理	2021～2022	善光寺
有形文化財（建造物）			
東光寺本堂（薬師堂）（国重文）	建造物修理	1955～1956 1988～1992	東光寺
塩沢寺地藏堂（国重文）	建造物修理	1956～1957	塩沢寺
善光寺山門（国重文）	建造物修理（台風被害）	1957～1962	善光寺
善光寺本堂（国重文）	建造物修理	1959～1960	善光寺
旧睦沢学校校舎（国重文）	建造物修理	1964～1966 2007～2010 2020	甲府市
東光寺仏殿（国重文）	建造物修理	1982	東光寺
穴切大神社本殿（国重文）	建造物修理	2007	穴切大神社
高室家住宅（国重文）			
主屋	建造物修理	2014～2018	個人
離れ	建造物修理	2014～2018	個人
文庫蔵	建造物修理	2014～2018	個人
新蔵	建造物修理	2014～2018	個人
味噌蔵	建造物修理	2014～2018	個人
弁財天堂	建造物修理	2014～2018	個人
中門（附指定）	建造物修理	2014～2018	個人
糠蔵及び納屋（附指定）	建造物修理	2014～2018	個人
東光寺仏殿（国重文）	建造物修理	2015	東光寺
旧堀田古城園			
主屋	建造物修理	2017～2019	甲府市
木戸門	建造物修理	2017～2019	甲府市
茶屋	建造物修理	2017～2019	甲府市
長屋	建造物修理	2017～2019	甲府市
北離れ	建造物修理	2017～2019	甲府市
南離れ	建造物修理	2017～2019	甲府市
富岡家住宅 主屋・書院（県有形）	建造物修理	2018～2020	個人

記念物（史跡）			
銚子塚古墳附丸山塚古墳	史跡整備	2007～	甲府市
甲府城跡（国史跡）			
都市公園整備	史跡整備	1990～2005	山梨県
山手御門整備事業	復元整備	2005～2007	甲府市
石垣修繕工事	石垣修理	2005～2015	山梨県
稲荷櫓台石垣改修工事	石垣修理	1991～2002	山梨県
鉄門復元整備事業	復元整備	2010～2012	山梨県
楽屋曲輪移築	石垣移築保存 (山梨県防災新館)	2012	山梨県
武田氏館跡（国史跡）			
第1次整備事業（大手門周辺ゾーン）	史跡整備	2007～2011	甲府市
第2期整備事業（西曲輪ゾーン）	史跡整備	2012～2015	甲府市
第4期整備事業（梅翁曲輪ゾーン）	史跡整備	2016～2021	甲府市
第3期整備事業（北郭全域ゾーン）	史跡整備	2022～	甲府市
武田晴信室三条氏墓（県史跡）	史跡整備	2011	円光院
記念物（名勝）			
東光寺庭園（県名勝）	復元整備	1986	東光寺

(2) 埋蔵文化財等の調査

市内における、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事の届出等件数（文化財保護法93条関連）は175件、発掘調査の届出等件数（文化財保護法94条関連）は28件です（いずれも令和元年度（2019））。これらの件数の経年変化について、全国及び山梨県内の件数も含めてグラフにしたものが図6-3～4です。

土木工事の届出等件数は、全国、山梨県内全体では概ね上昇傾向にあります。甲府市の場合、直近10

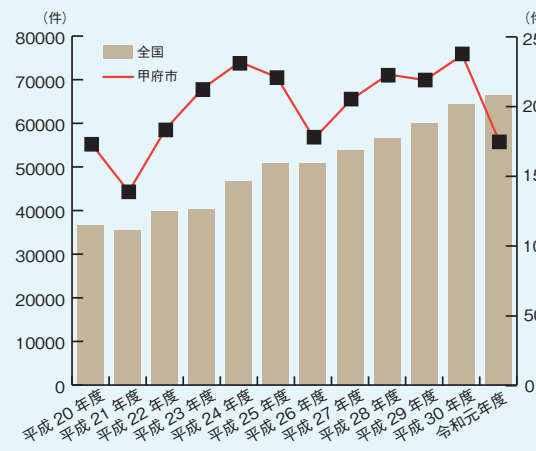


図6-3 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事の届出等件数の経年変化

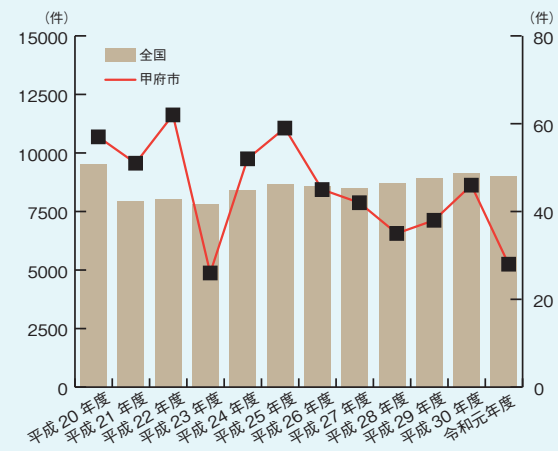


図6-4 発掘調査の届出等件数の経年変化

表6-3 発掘届出等の概要（令和元年度）

	試掘・確認調査			土木工事の届出・通知						発掘調査の届出・通知						
	周知内	周知外	計	指導事項					種別		調査の目的・契機					
				現状保存	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他	試掘確認調査	本発掘調査	発掘調査	自然崩壊	学術調査等	遺跡整備		
全国	14147	2,186	16333	66346	316	6416	28817	29932	865	8997	5664	3333	8559	5	346	87
山梨県	199	60	259	845	0	187	540	118	0	260	241	19	258	0	2	0
甲府市	23	2	25	183	0	28	94	61	0	23	25	3	27	0	1	0

現状保存：工事が好ましくない旨あるいは工事の設計変更により遺跡を保存すべき旨の指示・勧告を行ったもの。
 発掘調査：工事前に記録保存のために発掘調査すべき旨の指示等を行ったもの（試掘・確認調査すべき旨の指示等を含む。）
 工事立会：工事の実施にあたり地方公共団体の立会を求めらるべき旨の指示等を行ったもの。
 慎重工事：慎重に工事を実施する旨の指示等を行ったもの。

年ではほぼ横ばいで推移しています。また、発掘調査件数についても、山梨県内全体では増加傾向を示していますが、本市では緩やかに減少しています（表6-3）。

また、埋蔵文化財発掘調査報告書については、本市教育委員会では年間3～5冊程度を刊行しており、令和元年度（2019）は市内所在の遺跡に関するものとして3冊を刊行しました（表6-4、附録1（6））。

表6-4 報告書刊行冊数（令和元年度）

	都道府県	市町村	大学及び研究機関	民間調査組織	その他	計
全国	239	1,265	16	147	8	1675
山梨県	2	17	0	4	0	23
甲府市	0	3	0	0	0	3

文化財の把握の取組み、また保存・活用の手立てを講ずることは急務といえます。そのためには、地域遺産としての認定制度など、市民で文化財の価値を共有し、活用するための新たな制度の導入も有効です。さらに、文化財保護法改正（令和3年）に伴って導入された文化財の地方登録制度等を活用し、未指定文化財の価値を顕在化させ、保存・活用を推進するための仕組みづくりも求められます。

② 文化財を活かすしかけづくり

本項を構成する主たる視点には、①文化財の保存・活用への市民参加、②歴史文化に関する地域ストーリーを活かした文化財活用、③歴史文化を活かした市の基幹産業・伝統産業の振興の3点が含まれます。

①文化財の保存・活用への市民参加

これまでの本市の文化財の保存・活用は「行政がおこなうもの」という発想が、行政を含めて前提となっていたことは否めません。しかし、文化財保護は、市民も含めた多くの関係者が参加することで成り立ち、また、取組みが意味をもつものです。

そのため、当面は行政が旗振り役と成りつつも、市民が参加可能な文化財の保存・活用の取組みを展開することで、その参加を通じて本市の文化財の「応援団」の裾野を広げていくための取組みを充実させていくことが求められています。

②歴史文化に関する地域ストーリーを活かした文化財活用

地域の歴史文化を語るストーリー（図4-1など参照）として個々の文化財をつなぎ直すことは、地域の歴史文化を立体的・俯瞰的に理解するための重要な役割を果たします。市域の多様なストーリーを基盤とした文化財活用を推進することで、例えば、武田氏や甲府城などに依拠した甲府のステレオタイプな歴史文化像だけでなく、重層的な時代観のなかでのより多角的な視点を提示することが可能になります。

今後は、こうしたストーリーに根ざした文化財活用を確立するとともに、これまでの取組みを発展させ、それぞれの文化財の価値を前提としつつも、それらをストーリーとして面的に捉え、発信することで、地域を知り、楽しむためのしかけづくりを推進することが有効です。

③歴史文化を活かした市の基幹産業・伝統産業の振興

本市の基幹産業・伝統産業の成立は、地域の歴史文化と深く結びついていることが多いです。そのため、諸産業の背景にある歴史文化を積極的に発信することで、地域の産業に対する付加

価値の形成（ブランディング）、競争力の向上、さらには地域の誇り・活力の創出につなげることが可能です。「なぜその産業が甲府で盛んなのか」を積極的に発信することで、歴史文化を付加価値とした産業振興の展開が求められています。

③ 文化財を活かしたまちづくり

本項を構成する主たる視点には、①歴史文化を反映したまちづくり、②市域の災害史を防災意識醸成に活かすの2点が含まれます。

①歴史文化を反映したまちづくり

歴史文化の継承に求められることは、単体の文化財を保存・活用することだけではありません。地域の歴史文化の重層性は、都市・農村の構造や景観といった現在の地域の骨格・見た目（面的・空間的な特徴）もかたちづくっており、都市計画、農村計画、景観計画等の運用や大規模開発等の実施に際しては、地域の歴史文化の特徴を意識、尊重し、そのうえでの創造的な発展を推進することが重要です。

また、そうした取組みのなかでは、街区構造や地名など、地域の時間の積み重なりを反映した様々な特徴を地域の魅力として残し、育てていくことも重要です。

②市域の災害史を防災意識醸成に活かす

災害が多い現代社会においては防災教育の果たす役割は大きくなってきています。地形的特性により歴史的に多くの水害等を経験してきた本市では、過去の水害と治水・利水の歴史を参照し、そうした知見を防災・減災意識の醸成や具体的対策につなげていくことも求められています。

④ ひと・組織のつながり

本項を構成する主たる視点として、「多様な関係者の参画による保存・活用体制の構築」が挙げられます。

①多様な関係者の参画による保存・活用体制の構築

文化財の保存・活用を支えるのは「ひと」とそのつながりです。未指定文化財を含めた多様な文化財を保存・活用していくためには、文化財を支える「ひと」の裾野を広げるとともに、連携体制の拡充が課題といえます。

そのため、歴史文化に根ざしたまちづくりの推進に向けて、文化財保護担当部局にとどまらない、庁内横断的な推進体制の構築が求められているほか、官民が連携し、市民を主体とした文化財の保存・活用のための体制の充実、特に地域の基盤づくりも不可欠です。

また、有事に際して迅速な対応ができるよう、平時から、山梨県や建築士会とも連携したネットワーク構築及び災害時の対応手順・役割分担等の共有が求められています。

3. 文化財の保存・活用に関する方針

文化財の保存・活用をめぐる諸課題を解決し、計画の将来像を実現するために、本計画期間

内に必要な取組みの方針について、課題に対応するかたちで以下のように定めます（表6-1参照）。なお、基本方針に併記されたロゴマークは、それぞれの基本方針が、「持続可能な開発目標」（SDGs）におけるどの目標と関連するかについて示しています。

① 文化財の保存

基本方針 1 地域全体の魅力向上につながることを意識した文化財の着実な調査・保存の推進



文化財の基礎的かつ着実な調査とそれに基づく保存の取組みを推進するとともに、取組みが地域全体の魅力向上に資するよう意識醸成を図ります。

①調査事業の推進と地域社会との接点の拡大

埋蔵文化財や無形民俗文化財を中心に、文化財調査・記録作成等の取組みを着実に推進します。そして、調査等の成果に関する公開・発信事業の強化などを通じて、文化財と地域社会の接点となる機会を拡大し、本市の歴史文化、さらには文化的な多様性に対する市民理解の向上を目指します。

②地域づくりにも資する文化財修理事業・整備事業の戦略的な推進

文化財の修理事業・整備事業に市民（地域住民）が関与する機会を増やし、文化財整備等をきっかけとした地域づくりを推進します。

また、各事業が地域社会にどのように貢献するのかといった視点から、着手前に事業実施後の効果を検討するなど、その実施効果を多面的に捉えた取組み体制の確立に努めます。

さらに、文化財防災について、地域を主体とした総合的な防災体制の構築・充実を図ります。

③未指定文化財の継続的な把握を通じた地域アイデンティティの形成

本計画作成に向けた調査で作成された文化財リスト等を踏まえ、未指定文化財について、その保存・活用及び理解促進等に努めていきます。

未把握の文化財については、有形文化財（美術工芸品）や無形民俗文化財など、十分に把握ができていない分野・種別を中心に、今後も地域参加型の継続的な取組みを実施し、随時文化財リストに追加・反映させていきます。文化財として捉えられる分野・種別や年代等は、時代の推移のなかで変化するものであり、リストに含める対象範囲についても定期的に見直すものとします。

また、（仮称）「甲府遺産」制度の創設と実際の運用を通じて、未指定文化財の認知を広げるとともに、認定遺産については地域を主体とした活用のための取組みを積極的にしていきます。

こうした取組みを通じて、ありふれた文化財も「地域のお宝」とであるという市民意識を醸成し、文化財保存・活用をきっかけとした地域への愛着、アイデンティティ形成につなげていきます。

①～③を通じて、文化財の活用を念頭においた調査や保存の取組みを推進することで、調査や保存ありきではなく、保存と活用の好循環を創出できる効果的な文化財保護に結実させていくことを目指します。

② 文化財を活かすしかけづくり

基本方針2 文化財を伝える・知る・楽しむ持続可能なしかけづくりを推進



行政・市民が連携して、地域のストーリーを活かした文化財活用等のしくみづくりを推進し、「^か交い」の創出を目指します。

①身近な文化財に対して多くの人が目を向け、その保存・活用に関心をもてるしかけづくりの推進

未指定文化財を含めて市内の多様な文化財に対して多くの人の目が向くことは文化財の保存・活用の重要な一歩です。(仮称)「甲府遺産」など、身近な文化財に対する認知を拡大するためのしかけづくりを推進し、それに対するさまざまな関わり方を提示していくことで、文化財保存・活用の「応援団」となる市民等の裾野を広げます。

②個別の文化財や文化財保存活用区域のもつストーリーを知る／楽しむためのしかけづくりの推進

文化財を活かす取組みは、市民や交流人口(観光客等)のニーズがあってはじめて成り立つものです。そこで、その前提として、モニターツアー等を通じた市民や観光客等のニーズ分析を通じて、戦略的かつ訴求力の高い文化財活用を推進します。また、それらを踏まえ、市民、交流人口それぞれに対し、文化財の魅力を効果的に訴求し、「^か交い」の創出につながる戦略的な取組みを推進します。

③伝統工芸・農林業等とつながる歴史文化の発信強化とそれを通じた付加価値の形成

宝飾・研磨産業や甲州印伝などに代表される市の基幹産業でもある伝統工芸について、産業の背景となる歴史文化の発信等を通じたブランディングを目指します。

また、市内には、稲作、果樹栽培などに関連する様々な農地(景観)が広がっており、地域の風土に根ざした農業やそれが形成する文化的景観の多様性や魅力等の発信を通じて、農産物の振興に貢献します。

そして、これらを通じて、伝統工芸・農林業等を通じた「^か交い」の創出を目指します。

③ 文化財を活かしたまちづくり

基本方針3 地域の「羅針盤」として歴史文化の特徴を認識



地域の歴史文化の特徴に尊重・配慮した都市・農村形成を推進するなど、歴史文化を地域の将来に向けた道標としていきます。

①地域の歴史文化を意識した都市・農村計画や地域形成を推進

都市計画・農村計画、また景観計画等の運用や大規模な開発計画に際して、地域の歴史文化に配慮したうえで、創造的なまちづくりを進めます。

また、歴史的往還や街区構造等の継承を通じて、歴史文化を活かした都市・農村(景観)の形成に努めます。そうしたなかでは、地域の成り立ち、時間の重層性を示す代表的存在であるものの、保存に対する意識が及びにくい地名・町名等についても、その価値の理解を広げ、継承意識を醸成するとともに、積極的な活用を図ります。

②水害・治水・利水の歴史や関連する文化財をまちづくりや防災の知恵として活用

盆地の中心ゆえに多くの水害に見舞われるとともに、治水・利水インフラ・技術を発達させてきた歴史を今後のまちづくりや防災に活かします。そのため、文化財の分布をハザードマップや防災関連計画等の策定に活用するほか、水害や治水の歴史や関連する文化財をもとに、市民への防災知識の共有を推進します。

また、「セギ」等は現在も使われ、地域の生活・生業を支えてきた文化財であり、その価値を市民で共有します。

4 ヒト・組織のつながり

基本方針 4 文化財に関わる多様なひと・組織をつなぐ



行政だけでなく、多様な関係者の参加と効果的な連携（「^か交い」）によって、文化財の保存・活用を推進していきます。

①歴史文化を活かしたまちづくりを目指し、部局間の連携と歴史文化に根ざした施策を推進

本計画を基本とし、庁内における部局間の連携体制を強化し、計画・施策等を効果的に連動させることで、歴史文化に根ざした行政施策を強化するとともに、文化財保護行政、まちづくり行政の効果的な推進につなげます。

②文化財の保存・活用の担い手となる地域の体制を拡充し、文化財所有者等も含めた地域のネットワーク構築を推進

文化財所有者や無形民俗文化財の担い手である地縁組織等とのコミュニケーションを強化し、文化財を取り巻く状況・課題等について、継続的な把握を実施します。

さらに、保存・活用に関する専門人材の養成等を通じて体制強化を図るため、（仮称）甲府版ヘリテージマネージャー認定制度を創設し、初心者から専門家まで楽しみながら文化財マネジメントに対する知識・技術を身につけられる体制づくりを進めます。また、こうした取組みとも連携し、地域の防災対策の一部に、文化財を含めるなど、地域を主体とした総合的な文化財防災体制の構築及びその充実を図ります。

こうしたことを通じて、文化財に関わる多様な関係者による「^か交い」を創出し、地域ネットワークの構築を推進します。

③災害時における未指定を含む文化財保全体制の構築のため、山梨県が主導する文化財防災ネットワークや関連組織・団体等との連携を推進

山梨県文化財保存活用大綱に基づき設立が検討されている文化財防災ネットワークとの連携体制（「^か交い」）を確立することで、有事の際の被害状況の把握や文化財レスキューの実施等について機動的体制の整備を進めます。

また、山梨県建築士会等との連携した取組みを推進することで、地震災害に際しての被災建築物応急危険度判定等に際して、文化財的価値に基づき配慮が必要な物件として、国登録有形文化財以外に（仮称）「甲府遺産」や未指定文化財を含む文化財リストを活用できる体制を構築します。



大規模な再整備事業に着手する甲府市遊亀公園附属動物園
大正8年開園の甲府市遊亀公園附属動物園は日本で有数の歴史をもつ。令和元年に開園100年を迎え、大規模な再整備のなかで歴史と機能を継承する。

第6章に掲げた文化財の保存・活用に関する将来像・方針を踏まえ、ここでは第1次計画期間における市全域を対象にした具体的措置について、事業名、主要実施主体、財源、事業年度等を整理します。なお、各事業の概要は附録3に掲載します。

1 基本方針 1

地域全体の魅力向上につながることを意識した文化財の着実な調査・保護の推進

事業			主要実施主体	財源	事業年度
A	文化財保護行政の基盤的業務	全 A1 未指定文化財を含む文化財調査の継続的な推進と文化財リストの更新	歴史文化財課	市事業費	R5 }
		全 A2 開発に伴う市内遺跡の発掘調査	歴史文化財課	国庫・県補助市事業費 開発主負担	※
		全 A4 文化財指定等の継続的な実施	歴史文化財課	国庫・県補助市事業費	※
		全 A5 指定等文化財に関する計画的な修理事業の実施	歴史文化財課 所有者	国庫・県補助市事業費 所有者負担	R5 }
B	無形民俗文化財の継承	全 B1 市内における祭礼・民俗芸能・風習等に関する把握調査と継承状況の調査・記録作成の実施（映像を含む）	歴史文化財課 継承団体・個人	国庫補助	R5 }

C	(仮称)「甲府遺産」認定制度	全 C1	(仮称)「甲府遺産」認定制度の創設・認定	歴史文化財課	市事業費	R5 }
		全 C4	「地方登録制度」(文化財保護法)への(仮称)「甲府遺産」認定制度の位置づけに関する検討	歴史文化財課	—	R6 } R9
D	文化財防災対策	全 D1	地域防災計画への文化財に関する事項の追加・内容周知	歴史文化財課 防災企画課 所有者 ほか	—	R5 } R9
		全 D2	指定等文化財などの防火対策状況の定期的な把握と必要な措置の実施	歴史文化財課 所有者	—	R5 }
G	文化財を活かした観光コンテンツ造成	区3 G1	市内の老舗商店等に関する調査事業	歴史文化財課	市事業費	R5 } R6
K	文化財保存・活用体制	全 K1	甲府市文化財調査審議会の定期的な開催	歴史文化財課 (事務局)	市事業費	※
		区6 K1	高室家住宅保存・活用に関する検討	歴史文化財課	国庫補助 市事業費	R6 } R9
N	甲府城保存・整備活用	区3 N1	石垣の3次元測量の実施	山梨県	国庫補助 県事業費	} R6
		区3 N2	石垣線刻画の保存対策	山梨県	県事業費	R5 } R8
		区3 N3	史跡境界標の設置	山梨県	国庫補助 県事業費	R6 } R8
		区3 N8	防災・防犯等に関する対策	山梨県	国庫補助 県事業費	R5 }
		区3 N9	調査・研究の実施	山梨県	県事業費	R5 }
O	武田氏館跡保存・整備活用	区2 O2	武田氏館跡の発掘調査及び調査報告書刊行	歴史文化財課	国庫補助 市事業費	※
		区2 O3	史跡武田氏館跡地内公有地化事業	歴史文化財課	国庫補助 市事業費	※
		区2 O9	防災・防犯のための巡視	歴史文化財課	国庫補助 市事業費	※

[事業年度]

※：開始及び終了時期のいずれもが計画期間外

(仮称)「甲府遺産」認定制度の創設・運用

(1) (仮称)「甲府遺産」のめざすもの

文化財の総合的把握のための調査を通じて、指定／未指定を問わず、市内には多種多様な文化財が存在していることがわかりました。こうした多様性は本市の歴史文化の豊かさを反映したものといたします。

市内の文化財の多くは、指定等文化財など一部を除けば、それが文化財と認識されることもなく、あたりまえのように地域で受け継がれてきました。地域にとって「あたりまえ」の存在を認定することで、地域の「お宝」としての認知を広げ、市民みんなで大切に受け継いでいくことを目指すのが、(仮称)「甲府遺産」です。規制(制約)によって守るのではなく、地域みんなが大切だと思う「こころ」の醸成と地域資源としてまちづくりに活かす取組みを通じて受け継いでいこうとすることに特色があります。

(2) 第1次計画期間における具体的措置

第1次計画期間では、図7-1に示すように、(仮称)「甲府遺産」の制度設計を検討、決定したうえで、実際の運用を始めます。

運用を通じて、推薦募集から審査・認定に至るプロセスを確立し、定められた頻度で実施するとともに、認定後における認定遺産の発信事業や市民主体の活用事業に関する具体的な取組み体制及び支援体制を整えます。

これら一連の取組みを通じて、「甲府遺産」を通じた文化財の保存・活用を推進するとともに、甲府遺産を通じた効果的な取組みのモデルケースを生み出すことを目指します。

あわせて、令和3年(2021)の文化財保護法改正で導入された地方自治体による文化財の登録制度(下記参照)として、(仮称)「甲府遺産」を位置づけることについても検討を進め、必要な施策を講じることで、文化財の保存・活用における効果的な取組みとして発展させていくこととします。

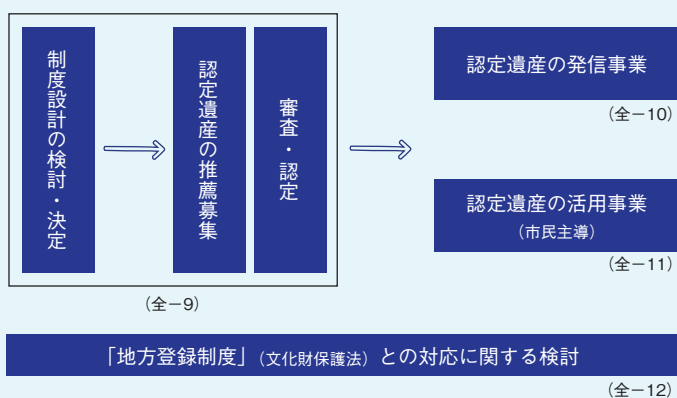


図7-1 第1次計画期間における「甲府遺産」に関する取組みの展開

文化財保護法における地方登録制度

- 1 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できることとする。【第182条第3項関係】
- 2 地方公共団体は、1により登録した文化財のうち相当であると思料するものについて、文部科学大臣に対し、国の文化財登録原簿への登録を提案できることとする。【第182条2関係】

2 基本方針 2

文化財を伝える・知る・楽しむ持続可能なしかけづくりを推進

事業			主要実施主体	財源	事業年度	
A	文化財保護行政の基盤的業務	全 A3	発掘調査現地説明会等の開催	歴史文化財課 山梨県	—	※
		全 A6	市内に所在する古墳の調査・整備・活用事業	歴史文化財課	国庫・県補助 市事業費	R5 }
B	無形民俗文化財の継承	全 B2	市内の祭礼・民俗芸能・風習等の公開事業	歴史文化財課 継承団体・個人	国庫補助	R5 }
		全 B3	市内の祭礼・民俗芸能・風習等に関する情報発信事業	歴史文化財課 継承団体・個人	国庫補助	R5 }
C	(仮称)「甲府遺産」認定制度	全 C2	(仮称)「甲府遺産」認定遺産の発信事業	歴史文化財課	市事業費	R7 }
		全 C3	(仮称)「甲府遺産」認定遺産の活用事業	歴史文化財課	市事業費	R7 }
E	教育現場との連携	全 E1	市内小・中学校等への出前事業	歴史文化財課 市内小・中学校 公民館等	—	※
		区5 E1	市街地内の古墳等を活用した学習プログラム実施	歴史文化財課 学校教育課	—	R5 } R9
		区6 E1	高室家住宅での体験学習プログラム開発事業	歴史文化財課 市内小・中学校	市事業費	R5 } R9
F	文化財の普及・公開	全 F1	甲府市の歴史を学ぶ講座・散策等の開催	歴史文化財課	市事業費	※
		全 F2	甲府市ウォーキングマップを活用した市内の文化財等を巡るまちあるきツアー実施事業	歴史文化財課 甲府市保健計画 推進連絡協議会	市事業費	R5 }
		全 F3	歴史的往還を歩く自治体間連携事業	歴史文化財課 近隣自治体	市事業費	R5 }
		全 F4	各寺社が所有している文化財の公開事業	歴史文化財課 観光課 所有者（寺社）	国庫補助 市事業費	R5 }
		全 F5	出土遺物（土器）の復元体験イベント等の開催	歴史文化財課 山梨県	市事業費	※
		区2 F1	甲府市武田氏館跡歴史館（信玄ミュージアム）特別展開催事業	歴史文化財課 観光課 関係機関	市事業費	※
		区6 F1	高室家住宅市民向け活用事業	歴史文化財課 観光課	市事業費 受益者負担	※

G	文化財を活かした観光コンテンツ造成	全 G1	文化財散策マップ作成事業	歴史文化財課	市事業費	R5 } R9
		全 G2	文化財解説サイン等の設置拡充事業	歴史文化財課 観光課	市事業費	R5 } R9
		全 G3a	文化財散策マップをベースにしたまちあるきコンテンツ開発事業（モニターツアーの開催と効果の検証）	歴史文化財課 観光課	国庫補助	R5 } R7
		全 G3b	文化財散策マップをベースにしたまちあるきコンテンツ活用事業	歴史文化財課 観光課	市事業費 受益者負担	R8 }
		区3 G2a	市内の老舗商店を巡るまちあるきコンテンツ開発事業（モニターツアーの開催と効果の検証）	歴史文化財課 観光課	国庫補助	R7 } R8
		区3 G2b	市内の老舗商店を巡るまちあるきコンテンツ活用事業	歴史文化財課 観光課	市事業費 受益者負担	R9 }
		区4 G1a	寺社等での体験イベント（座禅、写経等）コンテンツの開発事業（モニター企画と効果の検証）	歴史文化財課 観光課 関係寺社	国庫補助	R5 } R6
		区4 G1b	寺社等での体験イベント（座禅、写経等）コンテンツの活用事業	歴史文化財課 観光課 関係寺社	市事業費 受益者負担	R7 }
		区5 G1	五感で感じることのできる観光コンテンツ造成事業	歴史文化財課 観光課 湯村温泉旅館 協同組合	国庫補助	R5 } R9
H	歴史文化を活かした産業振興	全 H1a	伝統的工芸品発信のための体験型コンテンツ（ワークショップ等）開発事業	歴史文化財課 昇仙峡地域活 性化推進協議会 関係企業等	国庫補助	R5 } R6
		全 H1b	伝統的工芸品発信のための体験型コンテンツ（ワークショップ等）活用事業	歴史文化財課 昇仙峡地域活 性化推進協議会 関係企業等	市事業費 受益者負担	R7 }
		全 H2	甲府ブランド認定制度「甲府之証」を通じた地域産品の認証・発信事業	商工課	市事業費	※
		全 H3	本市の発酵文化に関するイベント開催・発信事業	商工課	市事業費	※
I	文化財情報発信	全 I1	市ホームページでの文化財に関する情報発信の拡充／観光情報サイト等との連携強化	歴史文化財課 観光課 甲府市観光協会	市事業費	R5 }
		全 I2	「宝石のまち甲府」としての歴史文化の発信事業	商工課 山梨県水晶宝飾 協同組合 甲府商工会議所	市事業費	R5 }
J	関連施策との連携	区3 J1	甲府城周辺エリア整備事業	まちづくり部	国庫補助 市事業費	R5 } R6
		区3 J2	「甲府」の豊かな歴史文化を伝える情報発信や交流の場の創出	歴史文化財課 観光課	国庫補助 市事業費	R7 } R9

K	文化財保存・活用体制	区6 K1	高室家住宅保存・活用に関する検討【再掲】	歴史文化財課	国庫補助 市事業費	R6 } R7
M	日本遺産	区1 M1	日本遺産情報発信事業	昇仙峡地域活性化推進協議会	国庫補助	※
		区1 M2	昇仙峡景観整備事業	昇仙峡地域活性化推進協議会	国庫補助	} R9
		区1 M3	市民向け啓発事業	昇仙峡地域活性化推進協議会	国庫補助	} R9
		区1 M4	文化財を活用したツアーの実施	昇仙峡地域活性化推進協議会	国庫補助	※
		区1 M5	新たなアクティビティの提供	昇仙峡地域活性化推進協議会	国庫補助	※
N	甲府城保存・整備活用	区3 N4	愛宕山石切場跡の整備事業	山梨県	国庫補助 県事業費	} R8
		区3 N5	動線と案内・解説施設の整備	山梨県	国庫補助 県事業費	} R8
		区3 N6	ガイダンス機能に関する整備	山梨県 歴史文化財課	国庫補助 県事業費	R7 }
		区3 N7	内堀の整備事業	山梨県	国庫補助 県事業費	} R8
		区3 N10	史跡指定地外の整備	山梨県	県事業費	※
O	武田氏館跡保存・整備活用	区2 O1	史跡武田氏館跡保存整備委員会の定期的開催	歴史文化財課	国庫補助 市事業費	※
		区2 O4	西曲輪整備事業（下段）	武田神社	国庫補助 市事業費	R5 } R6
		区2 O5	無名曲輪・御隠居曲輪整備事業	歴史文化財課	国庫補助 市事業費	R7 } R9
		区2 O6	樹木伐採工事	歴史文化財課	国庫補助 市事業費	R7
		区2 O7	植栽管理	歴史文化財課	国庫補助 市事業費	※
		区2 O8	解説板の更新・新設事業	歴史文化財課	国庫補助 市事業費	※

[事業年度]

※：開始及び終了時期のいずれもが計画期間外

文化財活用の取組みの体系的な展開

□ 取組みの「連続性」と「連携」

本市では、文化財の活用についてこれまでも様々な取組みを実施してきました（図7-2）。しかし、多くが単発的な取組みに終わってしまっていたことも否めず、関連する取組みの連携についてもあまり考慮されてきませんでした。今後は文化財の保存・活用をこれらを戦略的に進めるため、「連続性」・「連携」に留意して、取組みを体系的に展開していくこととします。

個々の取組みの「連続性」

まちあるきマップの作成、サイン設置などの取組みは単発的におこなうのではなく、ひとつのコンセプトのもとで継続的に実施することが重要です。年度や財源に応じて、異なるコンセプト・デザインのものが作られてしまうことは、一体のものとして表現するうえで逆効果ともいえます。そのため、取組みに連続性をもたせ、明確な方針のもとでシリーズとして質の高い取組みを展開します。また、年度を超えて、ひとつひとつの取組みが蓄積し、成果物が継続的に活用されることを目指します。

取組み間の「連携」による相乗効果

文化財活用の効果を最大化し、まちづくり、観光地形成等に資するものとしていくためには、取組み間の役割分担と連携が不可欠です。様々な取組みが歯車のごとく噛み合うことにより、相乗効果を生み出すことが可能となります。本計画期間における具体的措置として挙げた事項を相互に対応させながら取組みを実施することで、ひとつの成果に結実するよう留意して実施します。



図7-2 様々なデザインが混在する既存パンフレット・マップ

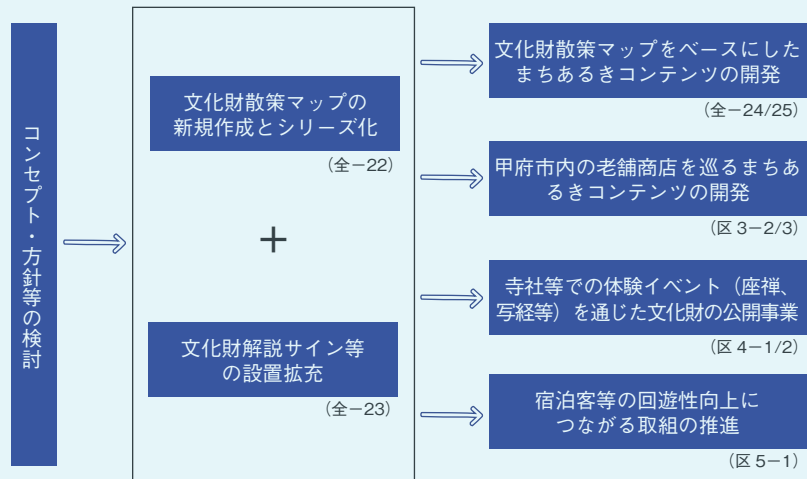


図7-3 関連する取組みの展開

3 基本方針 3

地域の「羅針盤」として歴史・文化的価値を認識

事業		主要実施主体	財源	事業年度	
F	文化財の普及・公開 全 F6	甲府市遊亀公園・附属動物園の再整備事業	公園緑地課	国庫補助 市事業費	R5 R9
I	文化財情報発信 全 I3	水害・治水・利水等の歴史を通じた防災意識の向上	歴史文化財課 危機管理課	—	R5 R7
J	関連施策との連携 全 J1	都市計画、景観計画等を通じた地域の歴史文化に関する特徴の保全・継承	まちづくり部 (関連各課)	—	R5 R7
	区 J1	リニア中央新幹線（仮称）山梨県駅整備に合わせた文化財活用の検討	歴史文化財課 まちづくり部	市事業費	R5 R7

甲府市遊亀公園附属動物園の再整備

(1) 甲府市遊亀公園附属動物園とその現状

甲府市遊亀公園附属動物園は、大正8年（1919）に公園内で小動物を展示したことに始まり、その後、施設整備を進め、大正13年（1924）に名称を「甲府動物園」として開園しました。戦災により焼失した後、民間により復興されましたが、昭和27年（1952）に再び市立動物園となり、平成31年（2019）に開園100周年を迎えました。現存するなかでは国内有数の歴史をもった都市型動物園です。しかし、施設の老朽化も著しく、動物福祉（アニマル・ウェルフェア）の観点からも時代に合った園舎の設計・改修が求められてきました。

(2) 甲府市遊亀公園・附属動物園の再整備事業

本市では、『甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画』を策定し、公園整備テーマに「新たな歴史と子どもを育む 遊亀公園」を、動物園整備テーマに「動物たちとふれあいながら 未来をつくる 動物園」をそれぞれ掲げ、令和3年（2021）5月に整備事業に着手しました。令和4年（2022）4月には公園部分のリニューアル工事が完成し、令和4年（2022）10月からは動物園の再整備事業が着工します。4年半の全面休園を経て、令和9年（2027）に完成予定です。

本事業を通じて、国内有数の歴史をもつ都市型動物園としての歴史を未来に継承するとともに、歴史文化に根ざした魅力的な都市の創造につなげていきます。



図7-4 再整備事業の完成イメージ

図はイメージであり、今後の詳細検討で変更になります。

4 基本方針 4 文化財に関わる多様なひと・組織をつなぐ

事業			主要実施主体	財源	事業年度
J	関連施策との連携	区1 J1 ユネスコエコパーク、国立公園等と連携した保存施策及び活用事業の実施	歴史文化財課 林政課 甲武信ユネスコエコパーク推進協議会	—	R5 }
K	文化財保存・活用体制	全 K2 文化財保存・活用のための所有者や関係機関・団体等との連携推進／プラットフォーム化	歴史文化財課	国庫補助	R5 }
		全 K3 山梨県が主体となって設置する文化財防災ネットワークとの連携体制の確立	歴史文化財課 所有者 ほか	—	R5 } R9
		全 K4 (仮称) 甲府版ヘリテージマネージャー認定制度の創設と養成事業の実施	歴史文化財課	国庫補助	R5 }
		全 K5 市内の文化財や歴史文化を包括的に紹介できるガイドの養成事業	歴史文化財課	国庫補助	R5 }
L	甲府市文化財保存活用地域計画のモニタリング	全 L1 (仮称) 甲府市文化財保存活用地域計画連絡協議会の設置・定期的な開催	(仮称) 甲府市文化財保存活用地域計画連絡協議会	—	R5 } R9

所有者や関係機関・団体との連携推進／プラットフォーム化

(1) 文化財を地域で支える体制づくりの重要性

本市においても、人口減少、高齢化等の進行が文化財保護をとりまく環境にも大きな影響を及ぼしつつあります。そうしたなかで、文化財を保存・継承し、また、地域における活用を推進していくためには、それを支える体制づくりが不可欠です。これまでの文化財保護は、文化財所有者と行政を中心に進められてきましたが、それを支える裾野を広げ、関連する機関・団体・個人をネットワーク化したうえで、本市の文化財保存・活用のプラットフォームとして機能させていくこととします。

(2) 第1次計画期間における具体的措置

所有者及び文化財の保存・活用を支える個人・組織のニーズ等を随時把握したうえで、関係者の連携を促進し、ネットワークの基盤としてプラットフォーム（事務局：市歴史文化財課（検討中））を構築する予定です。

そのなかでは、第1次計画期間において制度検討と具体的な養成事業を開始する甲府版ヘリテージマネージャー、また、養成を進める文化観光促進に資する文化財ガイドなども、本プラットフォームを構成する関係者のひとつとして位置づけ、活躍できる体制を構築します。

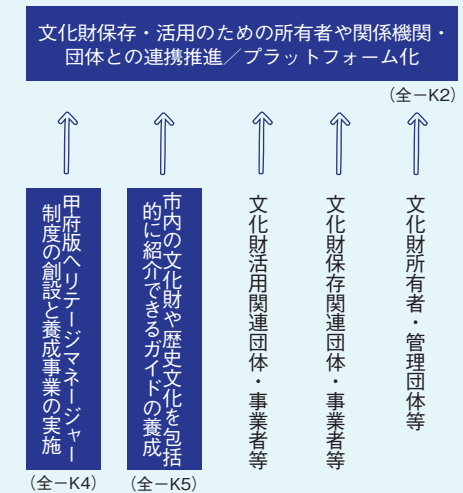


図7-5 再整備事業の完成イメージ

(仮称) 甲府版ヘリテージマネージャー認定制度

(1) (仮称) 甲府版ヘリテージマネージャーとは

ヘリテージマネージャーとは、地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用して、地域づくりに活かす能力をもった民間人材のことです。一般には「歴史的建造物の保全・活用に携わる専門家」(全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会規約第2条)を示すことが多く、都道府県ごとの建築士会などによって養成講座等の取組みが実施されています(山梨県では未実施)。ヘリテージマネージャーが活躍できる場は、日常の維持管理、修理・整備のための取組みはもとより、被災時の対応など多岐にわたります。

本市では、全国で進むヘリテージマネージャー制度を参考に、特定の文化財に対する専門家だけでなく、地域住民も含め、文化財に関心のある様々な人が、楽しみながら知識・技術を学び、高めあい、それぞれの立場で活躍できる制度として、(仮称)甲府版ヘリテージマネージャー認定制度を創設します。この制度では、多様な領域(文化財保存・修理、文化財防災、観光活用(まちあるきガイド等)など)とスキルレベル(初学者～エキスパート)を設定し、それぞれ認定することで、関心のある人が、養成講座等を通じて関心領域の拡大と知識・技術・経験の深化させ、ステップアップを続けられる環境を構築することを検討しています。

(2) 第1次計画期間における具体的措置

第1次計画期間では、(仮称)甲府版ヘリテージマネージャー認定制度の制度設計を進めたうえで、具体的な養成・認定事業の運営を開始することで、持続可能なシステムを構築していくことを目指します。認定対象とする領域・スキルは徐々に拡大していくこととし、まずは限られた内容で試行的な取組みを展開し、必要に応じて制度の改善等を図ったうえで、本格実施に結びつけていくこととします。

なお、こうした体制づくりは、(仮称)「甲府遺産」等の取組み(全-C1～C3)などの未指定文化財の保存・活用と表裏一体のものです。(仮称)「甲府遺産」等の認定は地域に根ざした文化財の保存・継承意識の醸成を目指すものですが、そのためには技術的なフォローも欠かせません。地域に根ざして文化財を支える人材として、(仮称)甲府版ヘリテージマネージャーの活躍が期待されます。